



生物多様性きたひろ戦略

いのちの輝きに出会い、伝え、みずからが輝く町



テングシデ (大朝)

支えあい、生きていく

人がひとりでは生きていけないように、ヒトという種もさまざまな生物、さまざまな環境がなくては存続できません。今日を生きる私たちの生活は、同じ時を生きる生き物と、今この時の環境に支えられているのです。ヒトに限ったことではなく、地球上に生きる全ての生物種は他の生物種に支えられて生きています。しかも、自分が支えている相手に支えられる相互共生の関係よりも、誰かを支えることが巡りめぐって自分を支えることにつながるという、とても複雑な関係によって成り立っているのが現在の世界です。

地球上に生命が誕生して約 40 億年を経て、進化と淘汰の末につくられた複雑で巧妙な関係が、いま、私たち人間の活動によって壊れつつあります。ちいさなほころびが大きな破壊を招く前に、私たちはもう一度、いのちのつながりについて考え、計画を立て、行動するべきです。私たちに与えられる、すこやかな未来のために。(→ii 「前文」)

暮らしを支え、豊かにするもの

— 生物多様性とは

生物多様性とは、生物の種類、生態系の種類、遺伝子の種類に、それぞれ違いがあるということです。いろいろな環境にいろいろな生き物が生きている状態と言えます。そこには生物同士、生物と環境、個体と個体の関係が生まれます。私たちの生活も、生物多様性のもたらす価値に支えられ、成り立っています。(→1-20「北広島町の生物多様性」)



***生態系の多様性** 生物が暮らしている背景にはそれらの生物が暮らす環境があります。湿原を生活の場とする生き物にはいつも湿っているような環境が必要です。さらに、植物には花粉や種を運ぶ動物が、動物には食料となる生き物が必要です。環境と生物、生物と生物は切り離せない関係にあり、これらが一体となった営みを「生態系」と呼びます。ブナ林にはブナ林の、湿原には湿原の、池には池の生態系があります。いろいろな環境が存在し、そこに生活するいろいろな生き物がいること。これが「生態系の多様性」です。



****種の多様性** 北広島町には、野鳥なら 180 種以上、植物（維管束植物）では 1,100 種以上が生息・生育しています。この数字は全ての種を数えているわけではなく、毎年のように新たな発見があるので、年ごとに増えています。目に見える生物だけでも知られていないことが多いのですから、小さな菌類や昆虫などは数え切れないほどあるに違いありません。たくさんの種が存在することを「種の多様性」と呼びます。



****遺伝子の多様性** さまざまな種が生活している生態系とは反対に、一つの種だけを見ても、多様性は見いだせます。芸北の美和地区に生育するサクラソウは花の色や形が様々で、数えてみると 10 以上の変化に気がきます。同じ種類の植物でも、このように個性があります。個性の発現、それが「遺伝子の多様性」です。

生物多様性の危機

生物多様性が直面している危機は3つに分類できます。これらはみな、人間の活動によるものです。また地球の温暖化も生物多様性を低下させる原因になります。

(→1-24「生物多様性に影響を及ぼす3つの危機と地球温暖化」)

*** 第1の危機** 人間が自然に対して何らかの働きかけをすることによって、直接的な影響を与え、多様性が失われるのが、生物多様性の第1の危機です。大きな道路を造ったり川を埋めたりすると、そこにあった生物や生態系は無くなります。また、土地の改変はしなくても、珍しい昆虫や希少な草花を採取すると、生物多様性は減っていきます。特に湿原など、原生的な自然は、人間が踏み込んだだけでも環境が変わり、多様性が失われる場合があります。



*** 第2の危機** 自然に対する人間の働きかけが無くなることによって失われる多様性もあります。その典型が里山です。定住生活を始めた人間は、薪などの燃料、キノコや山菜などの食物、衣服にするための繊維や毛皮、家の建材や屋根を葺くカヤ、家畜に与える干し草、田にすき込む緑肥など、生活に必要なあらゆるものを里山から得て



いました。ところが、石炭や石油などから作られる化石燃料や化成製品に依存した生活に変わったために、身の回りの資源は使われなくなりました。人間の活動も里山の仕組みには必要であり、それが無くなることによる多様性の低下が、生物多様性の第2の危機です。

**** 第3の危機** 本来はそこに居なかった生物が生態系に持ち込まれると、爆発的に数が増えて他の生物を駆逐したり、特定の種の生息・生育が阻害されたりして、それまで保たれていた生態系のバランスが崩れてしまいます。国内からの移入であっても、雑種交雑により地域固有の特性が失われることもあります。このような、外来種による多様性の低下が生物多様性の第3の危機です。



草原を維持する山焼きが途絶えると、
雲月山のササユリも絶えてしまうだろう



アマゴに幼生が寄生することで
カワシンジュガイはいのちを繋ぐ

北広島町のとりくみ1 —自然学術調査—

北広島町の自然には、未解明な点がたくさんあります。生物多様性の恩恵を最大限に引き出し、将来にわたって活用していくために、まずは現状を示す科学的な知見が必要です。北広島町では10名の生物多様性専門員を中心に、1年間に延べ400回以上の現地調査を実施しています。(1-20「自然学術調査」)



現地調査

生物多様性専門員は、北広島町内をくまなく歩きながら、調査をしています。調査の対象は珍しい種や希少種に限らず、生息・生育が確認された種は、外来種も含め、全て記録してゆきます。地道に観察を続けることにより、北広島町の自然がどのような状況にあるのかが、明らかになりつつあります。

助言と指導

希少な生物が生息・生育している場所も、生活を守るために、どうしても整備が必要な場合があります。そのような時には、生物多様性専門員の助言と指導を聞きながら、適切な工事を行っています。



連

生物多様性専門員

担当分野	氏名
景観	中越 信和
地質	河原 富夫
地形・気候	番本 正和
菌類	川上 嘉章
植物	齋藤 隆登
陸・淡水産貝類	平岡 喜代典
昆虫類	坂本 充
魚類・両生類・爬虫類	内藤 順一
鳥類・哺乳類	上野 吉雄
環境教育	和田 秀次



北広島町のとりくみ2 —生物多様性現地学習会—

地域の生物多様性について知って頂くために、北広島町では、町内各地で現地学習会を開催しています。自然学術調査で新たに分かってきたことを地域のみなさまにお伝えし、また、地域の方が持っている自然の情報を学術情報として記録しています。

現地学習会

現地学習会は、毎回、生物多様性専門員のほか、広島県内で活躍する各自然分野の専門家を招いて実施されています。季節により、また環境により、様々な姿を見せる北広島町の自然を、講師が読み解き、子どもや初心者にも分かりやすく解説してくれます。身近なようで、実は知らなかった、ふる里の自然の姿が見えてきます。



地域の記憶と智恵

野外での観察のほか、室内での勉強会も実施しています。貴重な写真やビデオなどを使いながら、調査によって得られた知見を生物多様性専門員が紹介します。また、この時には、地域のみなさんがお持ちの、自然に関する情報や、地域での呼び名、利用の智恵などを聞かせて頂いています。



新発見

現地学習会はまた、調査の場でもあります。大勢で観察することによって、新しい発見が得られることもしばしばあります。2010年冬に実施された野鳥の観察会では、北広島町ではじめて、ホシハジロが観察されました。



ホシハジロ



生物多様性きたひろ戦略の全体像

第1部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略

第1章 生物多様性の重要性と理念

生物多様性きたひろ戦略の理念

『いのちの輝きに出会い、伝え、みずからが輝く町』

第2章 生物多様性の現状と課題

第3章 生物多様性の保全及び持続可能な利用の目標

(1) いのちの輝きに出会う

生物多様性についての理解と保全の輪を広げます。

- 目標1 自然に触れ合う場や機会が町民に与えられている。このことにより、町民が生物多様性の恩恵について理解し、自然を尊重して生活している。
- 目標2 生物多様性の保全と利用に関する項目が、町の成長戦略およびその中・長期計画に盛り込まれている。
- 目標3 生物多様性を保全しながら活用するための情報が把握され、定期的に更新されている。

(2) いのちの輝きを伝える

生物多様性を低下させる活動を見直し、人と自然の共存をはかり、地域固有の生態系、種および遺伝子の多様性を守ります。

- 目標4 現行の奨励措置を生物多様性の観点から見直すことで、負の影響を与えている施策は改善され、持続的に利用するための奨励措置が策定され、適用されている。
- 目標5 湿原やブナ林、溪流など、原生的生態系の人間による損失が無くなっている。
- 目標6 生物多様性が失われた生態系に対して、維持・回復事業が計画または実施されている。
- 目標7 生物多様性や環境に配慮した農業、林業、水産業が推進され、過剰栄養などによる汚濁・汚染や土地の改変が、生態系を劣化させない水準まで抑えられている。
- 目標8 人の暮らしと地域の生態系を保全するために、野生鳥獣の個体数や行動が適正に管理されている。
- 目標9 侵略的外来種とその定着経路が特定され、防除活動の優先順位が付けられている。
- 目標10 生物多様性、景観、資源などの観点から、町域の生態系が保全されている。
- 目標11 既知の絶滅危惧種の減少が防止されるための提案がなされ、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成されている。
- 目標12 野生・飼育・栽培に関わらず、地域における遺伝子資源が把握され、遺伝子の多様性が保全されている。

(3) みずからが輝く

生物多様性の恩恵を積極的に活用しながら、豊かな暮らしを営みます。

- 目標13 生態系からもたらされる水、防災の働き、資源などの恵みが保全され、活用が推進されている。
- 目標14 自然の恩恵を利用するための伝統的知識が、地域行事・団体活動・学校教育など、あらゆる機会を通じて受け継がれている。
- 目標15 「生物多様性きたひろ戦略」の推進に、町民・事業者・学校など、あらゆる主体が参画し、生物多様性を保全しながら活用するための行動を、町民や事業者など、様々な主体が自発的に立案または実施している。
- 目標16 生物多様性を保全する取り組みが、町にとって新たな価値を生み出すことで、町に潤いがもたらされ、そのことがまた生物多様性の保全を推進する、良い循環が生まれている。

第2部 生物多様性の保全に関する指針

希少野生生物の選定および個体等の取扱い
野生生物保護区の指定および保全
外来種対策
維持・回復事業の認定
その他希少野生生物の保護に関する重要事項

第3部 生物多様性の保全及び活用に向けた行動計画

北広島町で進められている取り組み

94 項目を掲載

取り組みのたねー生物多様性の保全と活用を実現する方法ー

135 項目を掲載

戦略目標達成までの戦略推進期間

- 戦略推進期間 1. 平成 27 年度まで：現状の把握
- 戦略推進期間 2. 平成 31 年度まで：施策評価
- 戦略推進期間 3. 平成 32 年度から：戦略の継続的な推進と見直し

北広島町 生物多様性の保全に関する条例

「生物多様性きたひろ戦略」は、北広島町生物多様性の保全に関する条例に基づいて、町長が定めるものです。

○ 北広島町生物多様性の保全に関する条例（平成 22 年 3 月 26 日条例第 1 号）

第 8 条 町長は、生物多様性の保全と地域振興のための活用を総合的かつ計画的に推進するための基本戦略（以下「生物多様性きたひろ戦略」という。）を定めるものとする。

3 町長は、生物多様性きたひろ戦略を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2010年3月

「北広島町生物多様性の保全に関する条例」制定

●戦略策定の手順

生物多様性審議会に町長が諮問	2010年6月
生物多様性キャラバンの開始	2010年7月
条例解説冊子の配布	2010年7月、2011年2月
条例について解説したポスターの発行	2011年2月
生物多様性審議会から町長に中間答申	2012年2月
パブリックコメントの募集	2012年12月～2013年1月
生物多様性審議会から町長に答申	2013年2月

●関連する事項

2010年4月	・霧ヶ谷湿原の木道が開通
2010年10月	・生物多様性条約第10回締約国会議(CBD COP10)が名古屋で開催
2010年9月	・環境省主催「湿原再生シンポジウム」
2011年11月	・雲月山野生生物保護区を指定
2012年3月	・『北広島町レッドデータブック2012』を発行

2013年2月

『生物多様性きたひろ戦略』を策定

2013年

- ・自然学術調査報告『北広島町の自然』を戦略の「資料編」として発行

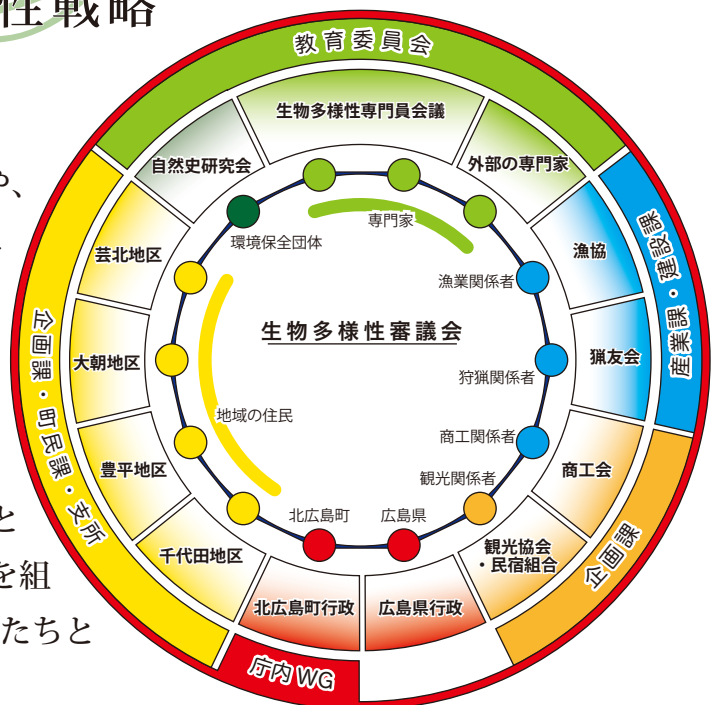
2013年4月～

施策展開のための組織づくりおよび施策推進

みんなで作った生物多様性戦略

— 生物多様性キャラバン

生物多様性審議会は、北広島町内の各地区や、さまざまな団体の代表者、関係する専門家によって構成されています。「生物多様性きたひろ戦略」を、実情に即した、実効性のあるものにするためには、それぞれの地域や団体が抱えている問題を整理し、知恵を持ち寄りなければなりません。そこで私たちは審議会委員と役場担当職員が一体となった「キャラバン」を組織して、各地区や団体を順番に訪れ、多様な方たちとの対話を通じて戦略の策定を進めてきました。



生物多様性きたひろ戦略

北広島町

1. 前文

人がひとりでは生きていけないように、ヒトという種もさまざまな生物、さまざまな環境がなくては存続できません。今日を生きる私たちの生活は、同じ時を生きる生き物と、今この時の環境に支えられているのです。ヒトに限ったことではなく、地球上に生きる全ての生物種は他の生物種に支えられて生きています。しかも、自分が支えている相手に支えられる相互共生の関係よりも、誰かを支えることが巡りめぐって自分を支えることにつながるという、とても複雑な関係によって成り立っているのが現在の世界です。

地球上に生命が誕生して約 40 億年を経て、進化と淘汰の末につくられた複雑で巧妙な関係が、いま、私たち人間の活動によって壊れつつあります。ちいさなほころびが大きな破壊を招く前に、私たちはもう一度、いのちのつながりについて考え、計画を立て、行動するべきです。私たちに与えられる、すこやかな未来のために、北広島町は『生物多様性きたひろ戦略』を策定します。

2. 生物多様性の保全に関する条例と、戦略策定の背景

「新田園文化のまちづくり」を進める北広島町は、その実現に向け、平成 20 年 3 月に「北広島町観光振興まちづくり計画」を策定しました。町が有する様々な観光資源の中で、自然も一つの重要な資源であると位置付けられました。一方で、町内では希少種の盗掘や、踏みつけによる湿原環境の悪化などが顕在化していました。そこで、観光を推進することによって生じる様々な問題に対応し、将来にわたって持続的に自然資源を活用していくために、北広島町では野生生物の保護に関する条例を整備することにした。

条例の策定に際しては、審議会を設置するとともに、大まかな条文ができた時点で一般からの意見募集期間を設け、提出された個々の意見についても審議会で検討した上で平成 22 年 2 月に答申を受け、同 3 月の議会において制定されました。また、当初は「野生生物の保全」を主眼に置いて条例制定に取り組み始めましたが、審議会において議論する中で、生物多様性がもたらす生態系サービスを重要視する必要があるという認識が持たれたことから、内容が見直され、条例の名称も「北広島町生物多様性の保全に関する条例」とされました。観光の振興という視点をきっかけに制定が進められた条例は、観光のみならず日常生活・産業・教育・文化など、町民のあらゆる生活基盤を支える「生物多様性」そのものの保全に対し、町が一体となって取り組んでゆくための基礎となる条

例として制定されました。戦略は、この条例に基づき、策定されるものです。

3. 生物多様性きたひろ戦略の役割

本戦略は、北広島町が持つ生物多様性を保全しながら持続的に活用していくための基本的な戦略および戦略制定のための資料であり、全3部および資料編によって構成されます。

第1部の「生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略」では、生物多様性の重要性と理念（第1章）と生物多様性の現状と課題（第2章）をまとめるとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用の目標（第3章）を掲げます。また、目標を達成する上での、生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針（第4章）を示します。

第2部の「生物多様性の保全に際する指針」では、北広島町生物多様性の保全に関する条例に基づいて施策を進める上で必要な事項として、希少野生生物の選定および個体等の取扱い（第1章）、野生生物保護区の指定および保全（第2章）、外来種対策（第3章）、維持・回復事業の認定（第4章）に関する指針をそれぞれ定めます。

第3部の「生物多様性の保全および活用に向けた行動計画」では、第1部で定めた戦略に基づいて、行政・町民・事業者・保全団体などの様々な主体によって実施される、具体的な行動計画を示します。

資料編は、北広島町自然学術調査によって得られた調査成果であり、北広島町における生物多様性の現状を記録した基礎資料です。

目次

1. 前文	ii
2. 生物多様性の保全に関する条例と、戦略策定の背景	ii
3. 生物多様性きたひろ戦略の役割	iii

第1部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略

第1章 生物多様性の重要性と理念	1-2
第1節 生物多様性ってなんだろう?	1-2
1. 種の多様性.....	1-2
2. 生態系の多様性	1-3
3. 遺伝子の多様性	1-3
第2節 かけがえのない生命の多様性	1-3
第3節 いのちと暮らしを支える生物多様性 —生態系の恩恵—	1-4
1. 生きものが作る大気・水・土壌 —生活や社会の基盤—	1-4
2. 暮らしの基礎 —資源の供給—	1-4
3. 生きものと文化の多様性 —文化の創造と継承—	1-5
4. 自然に守られる私たちの暮らし —生活環境の調整—	1-6
5. 将来への資産 —保全—	1-6
第4節 生物多様性を保全し、活用する	1-7
1. なぜ生物多様性を保全するのか	1-7
2. 保全の先にあるもの	1-8
第5節 生物多様性の保全及び持続可能な利用の理念	1-8
1. いのちの輝きに出会う	1-8
2. いのちの輝きを伝える.....	1-8
3. みずからが輝く	1-8
第2章 生物多様性の現状と課題	1-9
第1節 生物多様性の保全と利用を考えるために必要な「生態系の捉え方」	1-9
1. 生態系の持続と劣化	1-9
2. 「ストック」と「フロー」の考え方.....	1-10

3. 生物多様性から見た北広島町域のとらえ方	1-11
4. 北広島町の生態系	1-13
第 2 節 北広島町の生物多様性	1-20
1. 自然学術調査	1-20
2. 生物多様性キャラバン	1-21
3. 北広島町に生育・生息する生物	1-22
第 3 節 北広島町における生態系の変化と生態系サービスの損失	1-24
1. 生物多様性に影響を及ぼす 3 つの危機と地球温暖化	1-24
2. 3 つの危機の背景	1-26
3. 北広島町における生態系の現状	1-26
第 4 節 生物多様性の保全及び持続可能な利用の状況	1-29
1. 生物多様性の恩恵とその利用	1-29
2. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に係る国の制度	1-31
3. 北広島町のとりくみ	1-31
4. NGO や市民による取組	1-34
第 3 章 生物多様性の保全及び持続可能な利用の目標	1-35
第 1 節 生物多様性から見た北広島町の町づくり	1-35
1. 新田園文化のまち	1-35
2. 計画的な土地利用と拠点・ゾーンの形成	1-35
3. 生物多様性の保全と利用に関する基本的な姿勢	1-36
第 2 節 北広島町の目標	1-37
2. 戦略目標達成までの戦略推進期間	1-39
3. 北広島町の生物多様性総合評価	1-39
第 3 節 各主体の役割－連携と協働－	1-40
第 2 部 生物多様性の保全に際する指針	
第 1 章 総論	2-2
第 1 節 用語の定義	2-2
1. 条例	2-2
2. 戦略	2-2
3. 種	2-2
4. 地域個体群	2-2

5. 指定希少野生生物の器官	2-2
第2章 希少野生生物の選定および個体等の取扱い	2-3
第1節 指定希少野生生物の選定方針	2-3
第2節 選定に当たっての留意事項	2-3
第3節 個体の取扱いに関する規制	2-3
1. 捕獲等の禁止	2-3
2. 捕獲等の許可	2-4
3. 違法に捕獲等された個体の所持等の禁止	2-4
第4節 その他の個体の取扱いに関する事項	2-4
第3章 野生生物保護区の指定および保全	2-5
第1節 野生生物保護区の指定方針	2-5
1. 野生生物保護区の指定	2-5
2. 希少野生生物保護区として指定する生息・生育地の指定方針	2-5
3. 野生生物保護区の区域の範囲	2-6
第2節 立入制限地区の指定方針	2-7
第3節 緩衝地区の指定方針	2-7
第4節 野生生物保護区等の区域の保護に関する指針	2-7
第5節 指定に当たっての留意事項	2-8
第6節 その他の生息・生育地の保護に関する事項	2-8
第4章 外来種対策	2-9
第1節 侵略的外来種の放逐等の禁止及び防除	2-9
第2節 外来種に関する調査	2-9
第3節 外来種に関する情報の提供	2-9
第5章 維持・回復事業の認定	2-11
第1節 維持・回復事業の対象	2-11
第2節 維持・回復事業計画の内容	2-11
第3節 維持・回復事業の進め方	2-11
第6章 その他希少野生生物の保護に関する重要事項	2-12
第1節 町民等からの提案	2-12
第2節 調査研究の推進	2-12
第3節 野生生物に関する情報共有システムの整備	2-12

第4節 推進体制の整備	2-12
-------------------	------

第5節 開発行為における希少野生生物への配慮	2-13
------------------------------	------

第3部 生物多様性の保全および活用に向けた行動計画

第1章 はじめに	3-2
----------------	-----

第2章 北広島町で進められている取り組み	3-3
----------------------------	-----

第3章 取り組みの種－生物多様性の保全と活用を実現する方法－	3-11
--------------------------------------	------

第4章 戦略目標達成までの戦略推進期間	3-21
---------------------------	------

1. 戦略推進期間1：現状の把握	3-21
------------------------	------

2. 戦略推進期間2：施策評価	3-21
-----------------------	------

3. 戦略推進期間3：戦略の継続的な推進と見直し	3-21
--------------------------------	------

資料

資料1 北広島町生物多様性審議会委員	資-2
--------------------------	-----

資料2 北広島町生物多様性審議会 会議の開催状況	資-3
--------------------------------	-----

資料3 北広島町生物多様性専門	資-4
-----------------------	-----

資料4 北広島町生物多様性専門員会議の開催状況	資-5
-------------------------------	-----

資料5 生物多様性キャラバンの実施状況（平成22年度）	資-6
-----------------------------------	-----

資料6 生物多様性キャラバンの実施状況（平成23年度）	資-7
-----------------------------------	-----

資料7 生物多様性ワーキンググループ（平成22年度）	資-8
----------------------------------	-----

資料8 北広島町生物多様性の保全に関する条例	資-9
------------------------------	-----

第 1 部

生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略

第1章 生物多様性の重要性と理念

第1節 生物多様性ってなんだろう？

北広島町には、私たちヒト以外にも、たくさんの生物が暮らしています。北広島町の生物は、それぞれがただ「居る」というだけでなく、互いに密接な関係を作りながら生きています。たとえば一本の木には、幹に着生するコケや、葉を食べる虫がつきます。その虫を食べる小鳥、小鳥を食べる猛禽と、自然界で、命は連鎖によって支えられています。どの命も、いずれは土壌中の微生物や菌類の働きによって、土にかえり、新たな植物を育む栄養へと変えられます。

たくさんの動物がいる動物園はどうでしょうか。動物園のキツネがウサギを襲って食べたり、ツキノワグマが園内に植えられたドングリの実を食べたりすることはありません。水族館や植物公園にもたくさんの命が息づいていますが、そこでは命の繋がりが途切れ、人が手を加え続けなければ生きていくことができません。単にたくさんの生物が居るというだけでなく、生物たちの命の繋がりが保たれている状態こそが、生物多様性の本質です。

生物はもうひとつ、大事な繋がりを持って生きています。それは環境との繋がりで、植物は光合成によって二酸化炭素を吸収し、酸素を放出します。その植物が根を広げる土壌を耕し、保水力と栄養を供えた環境をつくるのは、土の中に生きる様々な生物です。生物は環境の中で生きながら、同時に環境を作り出しているのです。命の繋がり、環境との繋がりが作り出す生物多様性の中で、私たちヒトも一つの種として生きています。

生物と生物、そして生物と環境の関係を作り出す多様性は、3つの尺度で捉えることができます。

1. 種の多様性

北広島町は多くの生き物が生息・生育する町です。脊椎動物なら273種、きのこ類は430種、貝類は64種、昆虫類は2,827種、維管束植物は1,337種が確認されています。様々な異なる生物が生息・生育している状況を「種の多様性」と呼びます。目に見える動植物以外にも、菌類やバクテリアなど、多種多様な生物が息づいています。

2. 生態系の多様性

それぞれの種が生きる背景にはそれらの生物が暮らす環境があります。湿原を生活の場とする生物にはいつも湿っているような環境が必要です。さらに、植物には花粉や種子を運ぶ動物が、動物には食料となる生物が必要です。環境と生物、生物と生物は互いに切り離せない関係にあり、これらが一体となった営みを「生態系」と呼びます。ブナ林にはブナ林の、湿原には湿原の、池には池の生態系があります。いろいろな環境が存在し、そこに生活する色々な生物がいることを「生態系の多様性」と呼びます。

3. 遺伝子の多様性

一方、一つの種だけを見ても、多様性は見いだせます。例えば町指定天然記念物のサクラソウは、花の色や形が様々で、数えてみると 10 以上の変化に気付きます。おなじ種類の植物でも、このように「遺伝子の多様性」を持っています。種、生態系、遺伝子に多様性があることを生物多様性と呼び、その多様性は私たちの暮らしを支え、豊かにする物です。

第2節 かけがえのない生命の多様性

地球上の生物多様性はどのようにして形作られたのでしょうか。もちろん、一朝一夕に生まれたわけではありません。地球上に生命が誕生してから今日まで 40 億年と言われています。その間、幾度となく親から子へと命が受け継がれ、生物は多様な進化を遂げました。

進化による新たな種が誕生すると同時に、現在知られている生物の何倍もの種が、命を受け継ぐことなく絶滅してきました。地球上ではこれまでに、ほとんどの生物が絶滅する「大量絶滅」が 5 回あったと考えられています。多くの種がいなくなると、使われなくなった広大な空間を別の生き残った種が使うようになり、新たな進化が生じます。生物の歴史の中で、絶滅そのものは特別な事ではありませんでした。

私たち人間は最後の大量絶滅の後に地球上に現れ、生物の歴史から見るとごく短期間の間に繁栄を続けてきました。今日を生きている他の生物たちもまた、繰り返される進化と絶滅の中で一度も途切れることなく命をつなぐことができたものたちです。それらは同時に、私たち人間が生きていく上で欠くことのできないものたちです。ところが、私たち人間の活動が他の生物の存続を脅かし

ています。人間の活動を豊かにするために築いてきた科学技術や社会のしくみが、人間の生活に必要な生物の絶滅を招き、ひいてはヒトという種の未来さえも危ういものにするという、望まない状況が生じています。

一度失われた種を、人間は取り戻すことができません。かけがえのない、今この時の生物多様性をどのように維持していくのか。それが私たちに課せられた課題です。

第3節 いのちと暮らしを支える生物多様性 —生態系の恩恵—

生物の多様性が保たれている生態系は、私たちの暮らしに様々な恩恵を与えてくれるものです。生態系の恩恵にはどのようなものがあるのか、5つの観点から考えてみたいと思います。

1. 生きものが作る大気・水・土壌 —生活や社会の基盤—

私たちヒトという種は、地球上でもごく限られた環境を使って生きています。呼吸に必要な酸素、体の60%以上を構成する水、最適な温度があることで、はじめて生命を維持できるのです。これらの環境を作り出す上で、重要な働きをしているのが植物です。

町域の約8割を占める森林や、草原では、植物が大気中の二酸化炭素を吸収し、光合成によってできた酸素を放出しています。光合成のために植物が広げた葉は、太陽の光が地面に到達することを遮ることや、地面の水を蒸散させることから、日中には砂漠のような高温にならず、夜には熱の放射が抑えられて、気候が安定します。また、植物の根は土壌を保持するので、雨として降った水が土壌中に蓄えられ、ゆるやかに供給されます。

植物の生育に欠かせない土壌もまた、生物によってつくられたものです。落ち葉や枝、動物の死骸などは土壌中の微生物によって分解されることにより、植物が利用できる栄養素となります。

私たちが生きていく基盤をなす大気・水・土壌は、自然の循環の中に生物が加わり、長い時間をかけて作られたものなのです。

2. 暮らしの基礎 —資源の供給—

毎日の暮らしの中で、私たちは様々なものを食べ、衣服をまとい、心地よい住居で眠ります。私たちの衣食住は、生態系から得られる様々なものを利用し

て成り立っています。

ワラビ、ゼンマイ、コシアブラ（ぼか、ばか）、フキ、クサソテツ（こごみ）、タラノキ（たらの芽）、ウドなどの山菜は、春先の食卓に欠かせない食材です。また、アケビやクワのようにそのまま食べられる果実もあれば、芝餅（かしわ餅・かたら餅）を作るためのサルトリイバラ（しば、かしわ、かたら）の葉や、よもぎ餅に入れるヨモギなど、調理材料や風味付けの副食材に使われるものもあります。特に、マツタケやコウタケ（こうだけ）をはじめとするきのこ類、アユ、ヤマメ、アマゴなどの溪流魚、イノシシやアナグマ（ずんぼ、むじな）などの動物は、北広島町が誇るべき味覚です。生態系がもたらす多様な食材を上手に利用することで、私たちは豊かな食生活を送っています。

食卓を豊かにするのは目に見える食材だけではありません。特区として生産が許されている「どぶろく」や、酒造会社での仕込みに欠かせないのが麹菌による発酵です。漬物や味噌など、微生物は昔からの食卓を支えてきました。有機野菜を栽培するための堆肥も、微生物が落ち葉や草を分解して作られます。

山林に恵まれた北広島町では、建材や稲はで、雪輪や板みなどの木質農具など、様々な用途に木を使っています。生物燃料が見直されている今日では、薪ストーブやペレットストーブを使う家庭も増えています。龍頭山や雲月山では、登山道にチップを敷きつめて歩きやすくしています。

木材と並んで建材として重要なのが、ススキ（かや）です。国の重要文化財「清水庵」をはじめ、町内には茅葺き屋根の建築物があり、その幾つかは今も使われています。現役の茅葺き職人が居ることも、北広島町の財産です。

この他、センブリやオウレンは薬草に、コブナクサは草木染めにと、植物が持つ様々な機能が利用されています。「山が柑子色になったらソバを蒔く」など、植物の生活史をもとにした農業暦も地域の智恵として残っています。

このように、自然の資源を利用する生活は、地域が誇るべき文化とも言えます。

3. 生きものと文化の多様性 —文化の創造と継承—

私たち人間は、ただ単に生きているだけでなく、様々な文化的活動を営んでおり、そこにも生物との深いかかわりがみられます。しめ飾りに使うウラジロ、祭りの日に供えるサカキなどは信仰のうえで重要な役割を果たします。絵手紙の素材、写真撮影、絵画など、動植物のゆたかな存在は芸術作品を生み出す原動力となってきました。トレッキングやハイキングなど、屋外のスポーツは多様な生物がいるからこそ、楽しいものになっています。

主食として栽培してきた稲をめぐって、田植には花田植、害虫駆除には虫送り、収穫を感謝する神楽など、単なる労働に終わらず、作業の節目節目には楽器を鳴らして芸能をおこない、動植物と人間との深い関係を再確認してきました。「稲作に従事してきた日本人の基盤的生活の特色を典型的に示す農耕行事である」として、「壬生の花田植」がユネスコの無形文化遺産に登録されたのは記憶に新しいことです。

正月にモチを食べ、春になると花見をし、お盆には竹と紙でできた華やかな灯籠をお墓に供え、赤とんぼを見て秋の訪れを感じるなど、四季の移ろいは多様な生物の存在の中で感じとられてきました。私たちの文化は、自然の恩恵の中で育まれてきたのです。

4. 自然に守られる私たちの暮らし —生活環境の調整—

中国山地の脊梁部に位置する北広島町は、夏の梅雨と冬の多雪により、県内でも降水量が多い地域です。森林では土壌が発達するために、降水が一時的に貯えられて、安定した水の供給や土砂の流出防止に寄与します。また、上流部にある湿原は、大雨の際に遊水池として機能することが経験的に知られています。

生態系の多様性が防ぐのは天災だけではありません。人の手が入った山には、ツキノワグマやイノシシなど、大型の野生動物が潜む場所が無くなります。集落周辺の里山を薪炭林や草地として管理・利用することは、集落に動物が近寄ることを防ぐことにつながります。

5. 将来への資産 —保全—

私たちの生命や生活は、生態系からの様々な恩恵によって支えられています。生物の多様性を保全することは、今日の生活を持続していくためだけでなく、これからの社会をより豊かにしていく上で不可欠なものです。農業分野における新品種の開発や医療分野での新薬の開発などをはじめ、生態系からもたらされる資源は、私たちの身近な暮らしから社会全体にまで関わっています。一方で、将来有効になるかもしれないからといって、生物を飼育・栽培することは、多大な費用や労力がかかります。そもそも、北広島町に存在する全ての生物種を飼育や栽培によって保存することは不可能です。

自然界の生物は、生物多様性のつながりの中で生きています。生物多様性は私たちの生活を豊かにするものですが、同時に、生物多様性そのものが多様な

生物を生かし、生態系を形作っているのです。このように、飼育や栽培ではなく、自然界の中で多様な種が保全されていることも、生物多様性がもたらす生態系からの恩恵と捉えることができます。

第4節 生物多様性を保全し、活用する

1. なぜ生物多様性を保全するのか

前章第3節「いのちと暮らしを支える生物多様性」で述べたとおり、私たちの生活は様々な生態系サービスがあることで成り立っています。生物多様性を保全することには、次のような意味があります。

(1) 人間にとって有用な価値を持つ

私たちの生活は、食べもの、木材、繊維、医薬品など多様な生物を利用することによって成り立っています。さらに、生きものの機能や形の産業への応用、将来の農作物の品種改良など間接的・潜在的な利用の可能性があり、現在及び将来の豊かな暮らしにつながる有用な価値を持っています。

(2) 豊かな文化の根源となる

北広島町の自然は、習慣や祭事に深く関わっており、様々な慣習を通じて、豊かな精神性を培いました。また、遊びや趣味、芸術活動は、私たちの感性を育み、地域の文化を形成してきました。それは、他に同じ物が無い、地域固有の財産です、北広島町のアイデンティティを成すものです。

(3) 将来にわたる暮らしの安全性を保障する

地形の不適切な改変を避け、森林や湿原を適切に保全することは、土砂の流出や洪水を防止し、安定した水の供給に寄与し、災害防止効果を効率的にもたらします。薪炭林や草原など適切に管理された里山は、人の生活圏と野生動物の生活圏とを分断し、獣害を防ぐことにつながります。生態系を適切に管理することは、砂防ダムや堤防を建設することと同様、安全な暮らしを保障する上で重要なことです。

(4) すべての生命が存在する基盤を整える

森林や草原では二酸化炭素が吸収され、酸素が供給されています。また、蒸散を通じた水の循環や微生物による土壌の形成など、すべての生物が生きてい

くための基盤条件がつくられています。私たちの生活が存続していく上で欠かせない大気・水・土壌は、生態系というひとつの環の中で、多様な生物が関わり合い、命がつながることによって支えられています。

2. 保全の先にあるもの

水や空気を提供し、地域の環境を調節する生態系は、そこにあるだけで私たちの生活に有用で不可欠な価値を産み出していますが、私たちが働きかけることで、食材、観光資源、教材、芸術のモチーフなど、その価値を広げることも、高めることも可能です。北広島町が生物多様性の保全に取り組むのは、この生態系からの恩恵を将来にわたって享受するためです。単に希少種を保護したり、珍しいからと天然記念物に指定したりすることと異なるのは、自然の恩恵を積極的に利用し、生活の向上を目的としている点です。

同時に、将来にわたって価値を享受し続けるためには、伝統的な方法に学びながら、賢く生態系と関わらなければなりません。保全と活用のバランスを保ちながら生態系に関わっていくことが、ふる里を豊かにし、私たちのより良い生活に繋がる道と言えるでしょう。

第5節 生物多様性の保全及び持続可能な利用の理念

上述のような観点から、本戦略の基本理念を次のように定めました。

『いのちの輝きに出会い、伝え、みずからが輝く町』

この理念には、以下のような考えが込められています。

1. いのちの輝きに出会う

生物多様性について理解し、保全と利用の輪を広げます。

2. いのちの輝きを伝える

生物多様性を低下させる活動を見直し、人と自然の共存をはかります。地域固有の生態系、種および遺伝子の多様性を守ることで、その恩恵を様々な人と共有するとともに、未来に伝えます。

3. みずからが輝く

生物多様性の恩恵を積極的に活用しながら、豊かな暮らしを営みます。

第2章 生物多様性の現状と課題

生物多様性を保全し、活用するためには、現状をできる限り正確に認識し、客観的に判断することが必要です。本章の第1節では、生物の多様性について考えるために必要な概念について整理します。その上で、北広島町において成立している生態系を、水環境と人の関わりの2つの視点から分類し、それぞれの生態系の特徴について紹介します。続く第2節および第3節では、平成18年度から実施してきた北広島町の自然学術調査の結果と、平成22年度に実施した生物多様性キャラバンの成果を踏まえて、北広島町の生物多様性の現状と、そこからもたらされる様々な恩恵、さらに生物多様性の劣化とその原因について報告します。第4節では町行政および様々な主体の取り組みについて紹介します。

第1節 生物多様性の保全と利用を考えるために必要な「生態系の捉え方」

1. 生態系の持続と劣化

生物多様性を保全し、将来にわたって利用していくためには、私たちの周りにある生態系が持つ機能や性質について理解しなければなりません。この戦略では、生態系を下図のように考え、以下に挙げる5つの要素から捉えます。

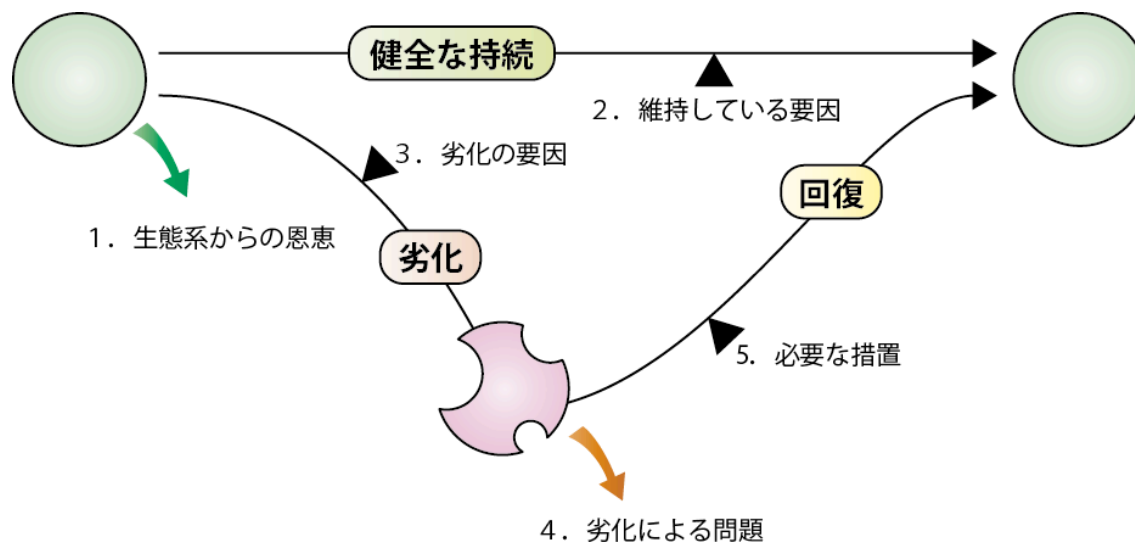


図 生態系の維持と劣化の構造

(1) 生態系からの恩恵

生態系は、1つ以上の恩恵（供給、調整、基盤、文化、保全）を提供していま

す。生態系が健全に持続することによって生態系からの恩恵も持続的に供給されます。

(2) 維持している要因

生態系は、自然的・人為的要因によって維持されています。

(3) 生態系の劣化

生態系は、それを維持している要因が消失することにより、あるいは劣化の原因が生じることにより、劣化します。

(4) 劣化による問題

生態系の劣化は、生態系からの恩恵の低下をもたらすだけでなく、様々な問題を生じます。

(5) 必要な措置

劣化した生態系を回復させるためには、失われた要因を取り戻し、劣化させる要因を取り除くなどの措置が必要です。

2. 「ストック」と「フロー」の考え方

第3節で述べたように、私たちは生態系から様々な恩恵を受けています。生態系からの恩恵の多くは、私たちが意識しなくても、常にもたらされています。たとえば水や空気などの生活基盤や、洪水や崖崩れを防ぐなどの防災機能は、生態系が健全に保たれていれば、その意識することなく恩恵が供給され続けます。

一方で、生態系からの恩恵には、私たちが積極的に受け取る活動をしなければ得ることができないものもあります。たとえば山菜や木材などの資源は、山に取りにいかなければ得ることができません。絵画や写真などの文化的作品も、生態系に触れて、創作の活動をしなければ生まれません。環境学習やレクリエーションなども、私たち人間が生態系に働きかけて、はじめて受け取ることができる恩恵です。

このように生態系は、健全に保全されるだけでも様々な恩恵を与えてくれるものですが、私たちが働きかけることによって、その恩恵はいくつにも増えていきます。

生態系を保全することは貯金をすることに似ています。貯金をすると、そこに利息が付き、すこしずつ資産は増えていきます。これがストック（貯え）で

す。しかし、お金は価値を持つ物ですが、ただ貯金しているだけでは何も生み出さず、使ったとき、つまり資産が動いたときにこそ価値を生じるものです。この動きがフロー（流れ）です。生態系という資産も、価値があり、保全すべきものですが、その恩恵を最大限に、かつ持続的に受け取るためには、ただ保全に取り組む（ストックする）だけでなく、価値を正しく認識することと、賢く活用する（フローを起こす）ことが必要です。

3. 生物多様性から見た北広島町域のとらえ方

北広島町の生物多様性は、地形・地質や気候などの自然的基盤と、その上に積み重ねられてきた人々の長い年月にわたる暮らしの営みによって形づくられてきたものです。

(1) 風土

1) 基盤地質

町域を、基盤をなす岩質から見ると、大きくは2つに区分することができます。大朝地域、豊平地域および千代田地域が含まれる町東部には、風化し浸食されやすい花崗岩が分布しています。これに対して町西部の芸北地域における表層地質は、花崗岩の上に乗っている高田流紋岩です。東西での表層地質の違いは河川浸食による地形発達や、植生との相互作用による土壌発達に影響を及ぼします。

花崗岩は、風化するといわゆる「まさ土」となるため、水はけの良い土地となりますが、流紋岩が風化すると赤土や粘土となるため、水はけの悪い土地となります。

2) 気候

広島県の西北部に位置する北広島町の年平均気温は広島県南部の平地より5℃以上も低く、年平均気温が10℃以下の地域もあります。冬季は沿岸部に比べて寒さが厳しいものの、夏季は比較的しのぎやすい気候です。また、気温の上昇・下降を緩衝する海が遠いために、気温日較差や年較差は沿岸部に比べて大きく、内陸性気候の要素を持っています。春季や秋季に移動性高気圧に覆われると、放射冷却によって気温が下がり、遅霜や早霜が降りることもあります。

降水量は県南部よりも多く、特に北西の山地では2,200mmを超えます。梅雨は、降水量が広島県南部よりも多く、前線の北上により6月よりも7月に雨

量が多くなります。冬季は、北西の季節風の影響を強く受けて降雪量が多く、標高の高い地域では積雪が2mを超えることもあります。

(2) 人の営み

歴史的に見ると、西日本は東日本に比べて古くから人口密度の高かった地域であり、ほとんど全域が人の影響を受けています。北広島町も例外でなく、旧石器時代、縄文時代、弥生時代、古墳時代と、人の関わりを伺い知ることのできる遺跡が町内各地から出土しています。鎌倉時代には駿河国の吉川氏が地頭職として来在し、16世紀の末までこの地を治めるなど、古くから人が定住し、地域の自然と共存してきました。

1) 水田耕作

北広島町の生物多様性を形作った人の関わりのうち、もっとも大きな影響を与えたのは農耕、特に水田耕作です。弥生時代前期の遺跡から出土した土器片には粃の痕跡が確認されており、初期農耕集落が存在したことを伺い知ることができます。農耕集落は、平野部や傾斜地の水田化による土地改変を進めるとともに、稲作に必要な用水路の整備やため池の造成など、地域の水系を大きく変えていきました。特に、地質的に水はけの良い大朝・豊平・千代田の3地域には、合計455以上のため池が作られました。

水田耕作の影響は、水系だけでなく陸上の生態系にも及びました。耕耘機やトラクターが普及するまで、農耕を助けたのは牛馬でした。そのため、水田と集落の周りには牛馬を放牧したり、餌の草を取ったりするための草原が存在しました。草は緑肥や、牛舎の敷き草、屋根材などにも使われました。このように、水田耕作が広まって後は、燃料を取るための薪炭林と合わせると、標高の高い場所を除いて、町域のほとんどの範囲がいわゆる「里山」と呼ばれる、常に人が管理・利用をしてきた山だったと考えられます。

2) たたら製鉄

水田耕作とともに北広島町の生物多様性に大きく関係するのが、たたら製鉄です。中国山地は古来より鉄の一大生産地で、江戸時代後期には全国で生産される鉄の90%が中国山地で生産されていました。本町にも中世から近世にかけての製鉄関連遺跡が町内各地に残っており、米とともに産業の骨格を担っていたと考えられます。

たたら製鉄は、砂鉄を採るために山の形を変え、かんな流しのために下流域

に大量の土砂を流します。また、製鉄には大量の木炭を必要とするために、森林が大規模に伐採され、禿げ山が出現しました。一度伐採された場所で、再び木炭が取れるほどに森林が回復するためには約 20～30 年を要します。そのため、たたら製鉄の木炭を取るための山は、約 30 年周期で禿げ山になっていたこととなります。

生産された鉄は各地に運ばれるため、本町には陰陽連絡の主要街道が通り、交通の要衝として市なども開かれ、賑わっていたと考えられます。

3) 人の営みと生物相の変化

長い年月にわたって稲作が続けられることにより、水田そのものをはじめ、水路、ため池、草原などでは季節ごとに決まった管理がなされるようになりました。人による影響であっても、それが季節に沿って規則正しく営まれることによって新たな環境が出現しました。たたら製鉄による約 30 年伐期の山もまた、人間が作りだした環境です。

これらの環境は、人が関わらない状態では、ごく希に生じるものでした。たとえば夏だけ水が張られる水田は、洪水の後にできる水たまりに似ています。草原は山火事によって、禿げ山は崖崩れや台風の後などに現れます。こうした「自然界の中で偶然に現れる環境」を使って生きてきた生物にとって、水田耕作をとりまく環境や、たたら製鉄による二次林は、新たに利用できる場所が大きく広がったことを意味します。

いわゆる里地・里山の環境は、かつては存在しなかったものですが、そこにうまく適応した生物が住み着くようになり、今日の北広島町における生物多様性を特徴付けています。

農耕による人の定住生活や、たたら製鉄の輸送はまた、多くの生き物を移動させることに繋がったと考えられます。食料としての栽培植物だけでなく、園芸栽培や木材としての利用のために植物が持ち込まれました。また、たたら場や炭焼き場では、タンパク源として魚が放流されたと考えられます。こうした意図的な移動に加え、今日の外来種の移入と同様に、意図しない移動もあったと考えられます。

4. 北広島町の生態系

それぞれの生態系が成り立つためには複雑な仕組みがありますが、ここでは町内にある生態系を二つの視点から分類し、考えて行きたいと思います。すな

わち「陸域」か「水域」か、という水環境に着目した視点と、「原始的」か「人工的」か、という人の関わりに着目した視点です。いずれの視点においても、中間的ではっきりと分けられない生態系もあるので、それら間接的なものは水環境の視点からは「移行帯（エコトーン）」、人の関わりの視点からは「半自然的」としました。

北広島町の代表的な生態系を、生物相と人間の関わり方の関係から捉えると、以下のように区分することができます。

表 水環境および人との関わりに着目した生態系の分類

	原始的	半自然的	人工的
陸域	ブナ林	アカマツ林	植林地
		コナラ林	畑
		林縁	牧草地
		草原	市街地
水域	溪流	中流域河川	ダム湖
		伝統的用水路	近代的用水路
		ため池	近代的ため池
移行帯 (エコトーン)	湧水湿地 氾濫原湿地		水田
			蓮田

(1) 原始的生態系

人間による日常的な関わりがほとんど無い生態系を原始的生態系と呼びます。北広島町においては、町域のほとんどで過去に人間活動があったため、原始的生態系は標高の高い場所に存在しています。

1) 陸域

i) ブナ林

気候が寒冷で雨が多い場所に成立する森林です。特に、冬の雪が多いことがブナの生長と深く関わっています。

八幡地区の臥竜山（苧尾山、刈尾山、臥龍山）にはブナの原生林が残されて

います。『八幡村史』によると、かつて臥竜山のブナ林は踏み入ることが困難な場所であり、まれにクリの大木を取るために入山する人があったくらいでした。昭和時代には林道が整備され、登山道の草刈りなどが続けられていますが、森林の伐採は行われず、ブナ林が残されました。また、阿佐山では、かつて伐採されたブナ林が回復しつつあります。一度人の手が入ってはいますが、時間が経ち、伐採される前のブナ林と変わらない生態系となりつつあります。

2) 水域

i) 溪流

人が暮らす集落よりも標高が高い場所を流れる溪流には、自然そのままの河川が残されています。一部に砂防ダムなど防災のための構造物もありますが、多くは水の浸食によってできた流路を流れています。また、有機物質が少なく、生活排水や農業用水の流入が無いために、水質もきわめて良好に保たれています。標高が高く、水が淀まないために、水温が低いことも特徴です。

芸北地域は太田川水系の、大朝地域は江の川水系の源流域にあたり、多くの溪流が残されています。

3) 移行帯（エコトーン）

i) 湧水湿地

斜面が平らになる山際や、地層の中に水を通さない層がある斜面などには、地下から水が湧き出ています。緩やかにかつ絶え間なく水が湧き出す場所には、湿った場所で生きることが可能な植物だけが生育するようになり、湿地となります。北広島町の地質は、ほとんどが火山由来のために、地下水は貧栄養で、湧水湿地では草本類やミズゴケ類が優占します。寒冷的な地域では、植物体が分解されずに溜まってゆき、「泥炭層」と呼ばれる湿原特有の土壌をつくります。泥炭の溜まった湿原は泥炭湿地と呼ばれます。

町内には各地に湧水湿地が見られますが、その代表的なものは八幡地区の湿原群、いわゆる「八幡湿原」です。八幡湿原には、8千年から1万年かけて作られた1mから1.5mの泥炭が堆積しています。

ii) 氾濫原湿地

谷の出口で平らになった場所では、河川が頻繁に氾濫することで水浸しになり、氾濫原湿地が作られます。氾濫原では、水路の蛇行や、水によって運ばれ

てきた土砂の堆積など、頻繁にかく乱が生じます。川により土砂が運び込まれるために、多くの場合は湧水湿地よりも富栄養になります。そのため、ヨシ等が優占する草丈の高い湿原や、湿潤な環境に対応した中高木のハンノキが優占する湿地林が成立します。

氾濫原は平らな土地と肥沃な土壌となるために、河川を改変して水田や宅地に造成され、すでにほとんどが消失しています。町内で大規模な氾濫原湿地が見られるのは、八幡湿原として再生された霧ヶ谷湿原です。また、湧水湿地においても、小規模な氾濫は起きているので、町内のほとんどの湿地は湧水湿地と氾濫原湿地の両方の要素を持っています。

(2) 半自然的生態系（二次的生態系）

大正時代以前に開発・確立された方法に従って利用・管理され、維持されている生態系を半自然的生態系と呼びます。人間による緩やかな影響が継続的に加えられるために、特殊な環境が生まれ、結果として地域全体の生物多様性を高めています。

1) 陸域

i) アカマツ林

水はけがよく、乾燥した場所に成立する森林です。江戸時代には、松は御用材として伐採が禁止されていました。同時に松以外の樹木の伐採や、マツ林の落葉や落枝を採取することは許されていたので、かつては豊平地域や千代田地域を中心に、林内が明るいアカマツ林が多く見られました。現在は、人の手がほとんど入らなくなったことと、松枯れ病の影響から、健全なアカマツ林は少なくなっていました。

一方で、アカマツの種子は明るい場所で芽生えるので、芸北地域などには、草原だった場所が放置されてアカマツ林になった場所が多く見受けられます。

ii) コナラ林

コナラは薪や炭の材料に使われる落葉樹です。切られた株からの再生能力が高いために、定期的に伐採され、利用されていました。特に北広島町にはたたら場が各地にあったために、場所を変えながら大規模な伐採がなされていたようです。20年から30年ごとに木が切られるために、林の中が明るい環境となります。

コナラは切られても枯れにくいので、柴刈りをしていた山にも株が残り、いずれは萌芽します。このような株が、柴刈りが行われなくなった草原で生長し、アカマツと混交する林を作る場合も見られます。水はけの良い江の川水系よりも、水はけの悪い芸北地域に多く見られます。

iii) 林縁

森林と草原の間、森林と湿原の間など、森林が途切れて別の生態系に移り変わる境界部分を林縁と呼びます。林縁は、森林の外から様々な影響があるため、森林の中とも外とも異なる種が生育・生息します。特に植物ではツル性のものが多く見られ、「マント群落」や「そで群落」と呼ばれる植生をつくります。

iv) 草原

北広島町の気温と降水量では、陸域を放っておくといずれは森林へと変わっていきます。北広島町の草原は、草の刈り取りや放牧に利用したり、火入れによる管理をしたりして、人が定期的に手を加えたことによって作られた生態系です。少なくとも、一般の農耕に牛馬が使われるようになった奈良時代から平安時代頃には、稲作地の周りには、まとまった草原が存在していたと考えられています。管理方法や利用の違いによって、ススキ草地、シバ草地、野草地など、生育する植物が異なります。管理が続けられている草原では、草原生の種が保全されています。北広島町では芸北地域に広い草原が見られます。また、地形改変をしておらず、牧草などを播いていないスキー場も半自然草原の一形態です。

2) 水域

i) 河川

人が住む場所を流下する河川は、治水のために護岸や河床が整備され、本来の流れが変えられています。河川は構造的にも質的にも人の影響を強く受けている生態系です。溪流に比べて水量が多くて流速が遅く、そのために水温が高く、また、家庭や工場などから排水が流れ込むために栄養分が多いなどの特徴があります。

ii) 用水路

農地に水を引き込むために作られた水路が用水路です。古い用水路は自然の水路を利用していたり、人工であっても素堀や石組みであったりするため、水

路内の環境が複雑になり、多様な生物が生息・生育します。

ほ場整備に伴って、多くの水路はコンクリートやコンクリートブロック、パイプライン等に換えられたため、現在では山間地の一部や、敢えて伝統的な工法を使った場所にのみ残されています。

iii) ため池

ため池は農業用水を確保するために作られたものです。用水路と同様に人工の環境ですが、歴史的に古いものは里地を構成する重要な生態系の一つになっています。農業の暦に合わせて水位が変動するので、年間の水位変動に適応した動植物が利用します。また、ため池を維持していくためには、池干しと泥上げ、堤の補修、周辺林の管理など、人の手が必要であり、この点においても半自然的生態系と言えます。

北広島町では、花崗岩質で水はけのよい大朝地域、豊平地域、千代田地域に多くのため池が見られますが、水はけが悪く、沢水の水量も安定している芸北地域にはほとんど見られません。

(3) 人工的生態系

近代的な土木技術によって土地の改変がなされたり、限られた種類の栽培作物だけが植えられたりした場所を人工的生態系と呼びます。

1) 陸域

i) 植林地

昭和時代の拡大造林政策により、ヒノキやスギなど単一の樹種が植えられた森林です。また一部にはカラマツの植林も見られます。下刈り、間伐、枝打ちなど、適切な管理がなされない植林地では、林内の生物相が疎になる傾向があります。特に管理放棄されたヒノキ林では林床に光が届かず、全く下層植生が発達しない状況が見られます。

ii) 畑

野菜や花卉を栽培するために耕作された土地で、単一あるいは複数の栽培植物が植えられます。栽培のための土地なので、施肥や土壌改良により、土壌は富栄養でアルカリ性に偏る場合が多く、外来植物が生育しやすい環境にありますが、農薬が使われるために生物相は疎になります。また近年のハウス栽培では、滅菌により土壌生物を完全に排除する場合があります。

iii) 牧草地（改良草地）

昭和の中期以降には、食料増産政策のために、大規模集約的に畜産が行われるようになりました。これ以前の半自然草原を使った放牧に代わって、土壌改良した土地に牧草を播いた「改良草地」での放牧が始まりました。改良草地に播かれる牧草の種子は、もとは外国産のイネ科草本が主体ですが、これに混入して多くの外来植物がもたらされました。いくつかの牧草地は放棄されましたが、土壌の化学特性は戻らず、今も外来種が優占するなど、地域の植物相に大きな影響をもたらしました。

iv) 市街地・工業地

千代田地域を中心とする市街地や工業地では、道路網が発達し、敷地内もアスファルトやコンクリートで舗装されています。植物が育つ環境がきわめて少ないために、生物相は極めて疎になる一方で、人間が出すゴミなどを利用する生物が多くなります。また、人や自動車の移動が多いため、これに伴って外来生物の侵入機会も多くなります。北広島町では大規模な市街地はありませんが、高速道路のインターチェンジや工業団地など、市街地・工業地の要素を持つ場所もあります。

2) 水域

i) 近代的な用水路・貯水池

ほ場整備に伴い、農業用水路はコンクリートやコンクリートブロックで整備されるようになりました。同様に、近代になって作られた工業団地の調整池もまた、コンクリートブロック張りとなりました。コンクリートブロックは、植物の定着場所や水棲動物の潜み場所がほとんど無いために、生物相はきわめて疎になります。

ii) ダム湖

町内には八幡の樽床貯水池（聖湖）、細見の王泊ダム（仙水湖）があります。また、安芸高田市の土師ダム（八千代湖）は、町境のすぐ下流で、町内の河川生態系に影響しています。

3) 移行帯（エコトーン）

i) 水田

水稻を栽培するために作られた耕地が水田です。北広島町の水田は、いわゆる乾田で、夏の栽培時期のみ水に覆われ、冬には乾燥した環境になります。人工的な環境でありながら、長い年月を毎年同じサイクルで管理を続けてきたために、多くの生物がこの環境を利用します。安定した暖かい水辺は産卵や幼生の成長に適しているため、カエルやサンショウウオなどの両生類や、ドジョウやナマズなど魚類にとって重要な環境です。また、水田に水が張られることで、水源涵養の機能も果たしています。

近年では農薬の使用、ほ場整備による水系の変化や乾田化、耕作期間の変化などにより、生物相が変化しています。

ii) 蓮田

水田によく似た環境ですが、水の管理が異なり、農薬を使用しないため、生物相も異なります。植えられているハスは、イネよりも植物体が大きく、広がった葉の下に空間があることも蓮田の特徴です。夏の間は水位が安定しており、人や機械の出入りがほとんどありません。肥料を投入することと、蓮根の収穫のために、冬に乾燥させ、掘り起こす点が自然の湿原と異なります。

豊平や大朝に見られ、豊平では、ハスの葉陰に営巣するバンの繁殖も確認されています。

第2節 北広島町の生物多様性

1. 自然学術調査

北広島町教育委員会では、町域の自然環境を把握するために、平成18年度から「自然学術調査」を実施しています。この調査は、町内に生息・生育する動植物および地形・地質・気象・気候といった無機環境を総合的に調査することにより、今後さまざまな行政施策や学習プログラムに活用する目的で実施しました。調査は10人の生物多様性専門員および12人の協力員によって実施されました。自然学術調査の詳細な調査結果は北広島町の自然（生物多様性きたひる戦略 資料編）として発行されます。

表 北広島町生物多様性専門員

氏名	担当分野	備考
上野 吉雄	鳥類・哺乳類	
川上 嘉章	きのこ類	
河原 富夫	地質・地形	
齋藤 隆登	維管束植物	
坂本 充	昆虫類	
内藤 順一	魚類・両生類・爬虫類・淡水産貝類	副委員長
中越 信和	景観	委員長
番本 正和	気候・気象	
平岡 喜代典	陸産貝類	
和田 秀次	維管束植物・環境教育	

2. 生物多様性キャラバン

専門家による学術調査とは別に、生物多様性審議会では「生物多様性キャラバン」という取り組みを続けています。生物多様性キャラバンとは、町内の様々な地域および団体に審議会委員や事務局の学芸員が出向き、各主体のみなさんと一緒になって、地域の自然について考える取り組みです。各主体での話し合いは付箋を使ったワークショップ形式で実施されました。ここでは、平成22年度に「地域の自然を知るために実施」されたキャラバンで得られた成果を分析し、報告します。

表 生物多様性キャラバンの実施状況（平成 22 年度実施）

区分	グループ	参加者	参加人数
学識者	自然学術調査委員会	生物多様性専門員	7
地区住民	芸北地域振興協議会	芸北地域振興協議会 委員	18
		八幡高原地域振興協議会 委員	6
		川小田地区住民	12
		美和地区住民	16
	大朝地域協議会	大朝地域住民	8
		大朝地域住民	19
	豊平地域自治振興会	豊平地域自治振興会 委員	28
	千代田地域づくり協議会	千代田地域づくり協議会 委員	20
事業者等	可愛川漁業協同組合	可愛川漁協理事	12
	芸北猟友会	芸北猟友会会員	8
	北広島町商工会	商工会役員	30
	北広島町観光協会	北広島町観光協会 理事	50
	北広島町観光協会芸北支部	観光協会役員・ガイドの会会員	21
教育関係	校長会	町内小・中学校長	25
	教頭会	町内小・中学校教頭	23
行政	教育委員会	教育委員会事務局職員	10
NPO 等	西中国山地自然史研究会	西中国山地自然史研究会 会員等	20
	結いの里	「結いの里」メンバー	7
	ブログの会	町民のうち、希望者	28
参加者合計（のべ数）			368

3. 北広島町に生育・生息する生物

(1) 自然学術調査の結果

5年間にわたる調査の結果、北広島町には実に多様な生物が生育・生息していることが分かりました。その種数は、全体でも広島県の約半数にのぼり、特に両生類と爬虫類では、県内に生息するほとんどの種が北広島町に生息していることが分かりました。また、全国的に見ても全体で17%の生物が生育・生息し

ており、両生類と鳥類ではいずれも4分の1以上の種が確認されるなど、生物種が豊かなことが分かりました。面積的には県の約7.6%、国土の約0.17%とごくわずかな面積であり、しかも海を持たないという立地条件にありながら、北広島町は生物の多様性が極めて高い地域だと言えます。

表 北広島町に生育・生息する生物。括弧内は県・国の種数に対する割合

分類群	種数	広島県		国	
維管束植物	1,337	2,928	(45.7%)	約7,000	(19.1%)
きのこ類	430	約700	(61.4%)		
陸淡水産貝類	64	133	(48.1%)	約1,100	(5.8%)
昆虫類	2,827	8,318	(34.0%)	約30,000	(9.4%)
魚類	40	84	(47.6%)	約400	(10.0%)
両生類	17	19	(89.5%)	62	(27.4%)
爬虫類	15	16	(93.8%)	98	(15.3%)
鳥類	165	302	(54.6%)	633	(26.1%)
哺乳類	36	43	(53.7%)	180	(20.0%)
合計	4,501	12,453	(39.3%)	*39,473	* (11.4%)

* きのこ類の数は含まれていない

(2) 私たちと関わりの深い種

町内各地域および団体において実施したキャラバンでは、町内で確認されている4,501種のうち、4.8%にあたる218種が話題にのぼりました。最も多かったものが植物(132種)で、魚類(30種)、昆虫類(20種)、哺乳類(14種)の順に続きます。植物や魚類、哺乳類は、食用や、遊びの材料などに利用されてきたことから、また、昆虫類や哺乳類は農業に被害を及ぼすことなどから、関心が高いことが伺えます。

キャラバンで話題になった種のうち、地方名(方言名)を持つ物は、全体の約4分の1にあたる57種あり、呼び名は81種類ありました。最も地方名が多かったものは植物の31種で合計43種類の呼び名がありました。魚類は植物に次いで地方名が多く14種が地方名を持っていました。一つの種が多くの呼び名を持っているのも魚類の特徴で、14種のうち6種が、2つ以上の地方名を持っていました。哺乳類は種数が少ないものの、4割にあたる6種が地方名を持つ

ていました。昆虫類は20種のうち、わずか2種のみが地方名を持っていました。

地域固有の呼び名があるということは、その生物が昔から、私たちの地域文化に深く結びついているということを表しています。生物との関わりとともに、地域特有の呼び名もまた、大切な文化として継承すべきものです。

表 キャラバンで話題になった生物

分類群	種数	出現種数	地方名の数
維管束植物	1,337	132 (9.9%)	31/43 (23.5%)
きのこ類	430	7 (1.6%)	1/1 (14.3%)
陸淡水産貝類	64	6 (9.4%)	3/3 (50.0%)
昆虫類	2,827	20 (0.7%)	2/2 (10.0%)
魚類	40	30 (75.0%)	14/25 (46.7%)
両生類	17	7 (41.2%)	1/1 (14.3%)
爬虫類	15	2 (13.3%)	1/1 (50.0%)
鳥類	165	0 (0.0%)	
哺乳類	35	14 (38.9%)	6/7 (42.9%)
合計	4,884	218 (4.4%)	57/81 (26.1%)

第3節 北広島町における生態系の変化と生態系サービスの損失

生態系が健全に維持されることで、私たちはその恩恵を受け続けることができます。しかし残念ながら、生態系の健全性とその恩恵は、近年急速に失われつつあることが報告されています。本節では、まず生態系が劣化する様々な要因を3つの危機として整理します。その上で、北広島町における生態系の現状を、生態系の変化と恩恵の損失、それらを生じさせている社会的要因としてまとめます。

1. 生物多様性に影響を及ぼす3つの危機と地球温暖化

(1) 第1の危機：人間活動や開発による危機

第1の危機は、人間活動や開発など人が引き起こす負の影響要因による生物多様性への影響です。鑑賞用や商業的利用による個体の乱獲、盗掘、過剰な採取など直接的な生物の採取とともに、湿原の埋立てなどの開発や森林の他用途

への転用などの土地利用の変化、河川の直線化・固定化、ほ場整備など農地の開発などが、野生生物の生息・生育地の破壊と生息・生育環境の悪化を招いています。

(2) 第2の危機：人間活動の縮小による危機

第2の危機は、第1の危機とは逆に、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる影響です。薪炭林や農用林などの二次林、採草地などの半自然草原は、以前は経済活動に必要なものとして維持されてきました。こうした人の手が加えられた地域は、その環境に特有の多様な生物をはぐくんできました。また、氾濫原など自然の攪乱を受けてきた地域が減ったことに対応して、その代わりとなる生息・生育地としての位置付けもあったと考えられます。

(3) 第3の危機：人間により持ち込まれたものによる危機

第3の危機は、人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる危機です。まず、外来種による生態系の攪乱が挙げられます。ヌートリア、アライグマ、オオクチバスなど野生生物の本来の移動能力を越えて、人為によって意図的・非意図的に国外や国内の他の地域から導入された外来種が、地域固有の生物相や生態系に対する大きな脅威となっています。特に、西日本では例外的に冷涼な気候を持つために、氷河遺存種や特異な遺伝系統の種が生息・生育する芸北地域では、外来種が在来の生物相と生態系を大きく変化させる恐れがあります。

(4) 地球温暖化による危機

こうした3つの危機に加えて、地球規模で生じる地球温暖化による影響を大きな課題として挙げる必要があります。

科学的、技術的、社会経済的な見地から包括的な評価を行う気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書(2007)は、気候システムに温暖化が起こっていると断定するとともに、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人間活動による温室効果ガス濃度の増加によってもたらされた可能性が非常に高いとしています。生物多様性は、気候変動に対して特に脆弱であり、環境の変化をそれぞれの生物が許容できない場合、「その場所での進化」、「生息できる場所への移動」のいずれかで対応ができなければ、「絶滅」することになります。地球温暖化が進行した場合に、生物や生態系にどのような影響が生じるかの予測は科学的知見の蓄積が十分ではありませんが、島嶼、

沿岸、亜高山・高山地帯など、環境の変化に対して弱い地域を中心に、生物多様性に深刻な影響が生じることは避けることができないと考えられています。北広島町では西中国山地など標高の高い地域において深刻な影響が生じると懸念されます。

このため、地球温暖化による生物多様性への影響の把握に努めるとともに、生物多様性の観点からも地球温暖化の緩和と影響への適応策を検討していくことが必要です。

2. 3つの危機の背景

「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、日本における生物多様性の危機が生じている社会背景として、次の3つの変化を取りあげています。

- 1) 戦後 50 年間の急激な開発
- 2) 里地里山における人口減少と自然資源の利用の変化
- 3) 経済・社会のグローバル化

これらはいずれも北広島町においても当てはまる事項ですが、特に 2 番目の「人口減少と自然資源の利用の変化」は本町において深刻な課題です。生物多様性を保全し、活用していくためにも、定住を促進することと、自然資源の利用方法を見直して新たな価値付けをしていくこととの両方を、バランス良く進めていくことが必要です。

3. 北広島町における生態系の現状

(1) 絶滅が危惧される生物

北広島町は 2006 年度から実施してきた北広島町自然学術調査事業の成果として、『北広島町レッドデータブック 2012』を、2012 年 3 月に発刊しました。

今回の調査では、町内に生育・生息する野生生物の内 2,144 種のカルテが整理されました。このうち、絶滅種は 1 種、絶滅危惧種は 184 種、準絶滅危惧種は 170 種でした。全種数のうち、絶滅危惧および準絶滅危惧に含まれた種の割合は、一部の種のみについてカルテを作成した昆虫類を除いて計算すると、14.0%でした。種群ごとにその割合を見ると、哺乳類における割合が最も高く 38.9%で、両生類 (35.3%)、魚類 (30.0%)、シダ植物 (24.2%)、陸・淡水産

貝類 (23.4%)、鳥類 (21.2%)、種子植物 (14.2%)、爬虫類 (12.5%)、きのこ類 (2.1%) の順となっていました。情報不足の種は 56 種で、全体の 2.7% でした。

表 分類群ごとのカテゴリ別種数

分類群	町内種数	絶滅	絶滅危惧			準絶滅危惧	情報不足	普通種	外来種
			IA類	IB類	II類				
きのこ類	430				7	2	24	397	
シダ植物	156				28	2		126	
種子植物	1,181		3	7	64	94	18	862	133
陸・淡水産貝類	64		2	1	2	10	3	41	5
昆虫	2,827	1	16	1	13	33	6	—	—
魚類	40		1	3	1	7		18	10
両生類	17		1		3	2		10	1
爬虫類	16					2	3	9	2
鳥類	165		4	5	14	12	2	127	1
哺乳類	36			6	2	6		20	2
総計	4,931	1	27	23	134	170	56	1,610	154

(2) 外来種

一方、外来種については 154 種のカルテが作成されました。昆虫を除くと、全体の 7.4% が外来生物でした。最も外来種数が多い分類群は植物で 133 種 (11.3%)、最も外来種の割合が高いのは魚類で 25.0% (10 種) でした。つまり、植物では約 9 種に 1 種、魚類では 4 種に 1 種が外来種でした。

(3) 生物多様性キャラバンから見えてきた、生態系の現状・課題・対応

2010 年度から 2011 年度にかけて、町内各地において、北広島町生物多様性の保全に関する条例について説明し、参加している地域振興協議会委員によるワークショップを実施し、意見を集約しました (図)。作図にあたっては「A によって B が生じている」のように要素同士の関係性が明らかな意見だけを抽出し、要素の関係図を作成した後、各要素が発言された頻度を括弧内に記しました。

特に関心の高かった項目は、生態系および生態系サービスの変化では「里山

生態系や生態系サービスの変化を引き起こす直接的な要因として、全般的には「生息・生育環境の消失（28件）」、水域では「河川の水質変化（33件）」、「河川の水量の減少（件）」などが挙げられました。また間接要因としては、陸域では「草を利用しなくなった（54件）」、「管理をしなくなった（66件）」など、水域では「ほ場整備（25件）」、「農薬の使用（52件）」、「河川改修（46件）」、「生活排水（21件）」など、社会の変化が挙げられました。

（4）生物多様性に関する情報

生物多様性総合評価による指摘のように、人間活動に伴う生物多様性の損失は、北広島町にも確かに及んでいます。たとえば、特に損失が大きいとされた陸水生態系では、八幡湿原における調査から、過去50年の間に調査された全ての湿原で面積が減少しており、最大で70%以上の消失が確認されています。また、湿原に生息するチョウのヒョウモンモドキ（種の保存法による指定種）も北広島町では絶滅したと考えられています。

重要な課題は、北広島町の生物相や生態系について、正確な状況が把握されていないことです。生態系では八幡湿原や臥竜山のブナ林、種ではヒョウモンモドキのように、調査研究が進んでいるところは、その劣化の状況も把握できますが、町内には生態系の現状が未解明の場所の方が多く残されています。情報不足は課題に対する対策の遅れをもたらし、気付いたときには取り返しの付かない消失が生じているという事態になりかねません。「生物多様性に関する情報が不足している」ということそのものも、北広島町における生態系の現状です。

第4節 生物多様性の保全及び持続可能な利用の状況

1. 生物多様性の恩恵とその利用

生物多様性キャラバンで出された意見のうち、348件が生物多様性の恩恵に関するものでした。このうち、最も多かったのが供給（203）、その次が文化（142）に関するものでした。文化的恩恵のうち72件が生物の保全に関するものでした。この他、水や空気などの基盤に関するものが10件、野生生物とのバッファゾーン（緩衝地帯）など調整に関するものが3件でした。以下に私たち北広島町民が実感している「供給」「文化」「基盤」「調整」の4つの恩恵についてまとめま

す。

(1) 供給

生物多様性は、私たちに様々なものを供給してくれます。食物・食材（157）や燃料（14）、資材（9）などは身近に実感できる恩恵です。その他には薬（5）、堆肥（3）、花材（2）、飼料、染料などが挙げられました。

特に多く挙げられた食物・食材の中でも、ワラビ、サルトリイバラ（しば）、ゼンマイ、フキ、タラノキ、コシアブラ（ばか、ぼか、しろぎ）、ヨモギなど多くの山菜やアナグマ（ずんぼ、むじな）、ヤマメ、ウナギなどの動物が利用されています。また、コウタケ（こうだけ）やマツタケなどは、北広島町ならではの食材です。一方で、キキョウやツクバネ、オオサンショウウオなど、現在では使われなくなった食材もあります。

燃料の利用は少なくなったものの風呂の薪や、炭の原料などに、少数ながら今も使われています。

(2) 文化

最も多かった回答は「遊び」に関するもので、23件ありました。ホタル狩りやホタルかごづくり、魚とりなどの川遊び、野草観察、クリ・キイチゴ・アケビなどの採取など、里地・里山の自然を生かした遊びが挙げられました。

四季を通じて変化する「風景」も、13件挙げられました。新緑や紅葉など、自然の風景の他にも、稲のハデ干しや、茅葺きの民家、田の畦に咲くカキツバタなど、農村の風景も挙げられていました。また、一家総出の農作業や自給自足など、農村の生活そのものを生物多様性の恩恵と捉える意見もありました。私たちをとりまく生物多様性は、ふる里の原風景の形成に、大きく関わっていることが分かりました。

生物多様性の恩恵は、地域行事や祭事にとっても欠かせないものです。神社に供える榊、お墓に供える盆花、とんどに使う竹などは、単に資源というだけでなく、私たちの心の拠り所となる文化にとって、欠くことのできないものです。特に、本町で盛んな神楽は、地域の自然と私たちの暮らしが一体となって育まれたものです。

一方新たな芸術として、草原（雲月小学校）、カキツバタ（八幡小学校）、オオサンショウウオ（豊平東小学校）など、地域の自然を題材としたオペレッタが各地で創作され、上演されています。

自然と一体となった文化はまた、人々に保全の意識をもたらしました。生物多様性の恩恵として、ササユリ（やまゆり）ブナ、カタクリ、ゴギ、オオサンショウウオなど、「生物が保全されていることそのもの」が生物多様性の恩恵と考えられており、こうした種は48種にのぼりました。

このように、遊び、景観、地域行事、芸術、保全などの恩恵はまた、観光をはじめとする産業にも活かされています。北広島町が進める子ども農山村交流プロジェクトをはじめ、北広島町観光協会芸北支部のトレッキングガイド、民間企業による「ぶらリズム」などは、町独自の自然や生活を活用したものです。

(3) 基盤

私たちの基盤をなす水や空気もまた、生物多様性のなかでもたらされるものですが、生物多様性キャラバンで挙げられたのは10件と少数でした。身近にあり、また、採取などの努力をしなくても得られるものなので、普段は意識されていないのかもしれませんが。それはまた、北広島町の基盤環境が豊かであることの現れでもあります。

(4) 調整

管理された里山は、野生生物とのバッファゾーンとしての機能を持っています。生物多様性キャラバンでは、この一つの意見が挙げられたのみでしたが、実際には洪水の抑止、気候の調整、水質の浄化など、北広島町の生態系は、私たちにさまざまな恩恵をもたらしていると考えられます。

2. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に係る国の制度

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関するわが国の法体系は広い分野に渡っていますが、生物多様性分野に関連する個別法全体を束ねる基本法と位置付けられるのが「生物多様性基本法」です。「生物多様性基本法」自体は、「環境基本法」の基本理念にのっとり法律といえます。生物多様性基本法では、生物多様性国家戦略の策定を政府に義務づけるとともに、都道府県及び市町村に対しても生物多様性地域戦略を策定するよう努めることと定めています。

3. 北広島町のとりくみ

(1) 条例の制定

北広島町では、平成22年3月に「北広島町生物多様性の保全に関する条例」を制定しました。この条例の目的は、町が有する豊かな自然環境を保全し、持

続可能な方法で活用することにより、生物多様性を町民共有の財産として次代に継承し、自然と共生する町民の健康で快適な生活を将来にわたって確保することです。この生物多様性きたひろ戦略も条例に基づいて制定されるものです。

条例には「野生生物の種の保護」「生態系の保全」「外来種対策」「維持・回復事業の実施」「推進体制の整備」が盛り込まれるとともに、違反者に対する罰則についても規定されています。さらに、これらの施策を推進していくために、次の組織を認定・運営することが規定されています。

1) 生物多様性審議会

北広島町における生物多様性に関する施策について、町長からの諮問に答申する機関が生物多様性審議会です。生物多様性審議会は、専門家、地域住民、事業者、漁業関係者、狩猟関係者、観光関係者、NPOなど、様々な主体によって構成されています。審議会では生物多様性戦略の立案、保護指定種の選定、野生生物保護区の指定など、生物多様性の保全と利用について、多面的に検討がなされます。

生物多様性審議会は平成22年度に設置され、生物多様性きたひろ戦略の立案について協議してきました。また、平成23年度には、緊急に保護の必要がある生態系として、雲月山の火入れ草地を野生生物保護区に指定することが町長に対して答申され、これを受けて町長が指定しました。

2) 生物多様性専門員

北広島町の自然環境を調査・記録し、これをもとに科学的観点から生物多様性の保全と利用についての助言を行うのが生物多様性専門員です。

北広島町教育委員会では、生物多様性の保全に関する条例制定に先駆けて、平成18年度に自然学術調査事業を開始し、町全域にわたって学術調査を実施してきました。平成22年度にはこの自然学術調査を中心に進めて来た専門家を、条例に基づく生物多様性専門員に任命しました。平成23年度にはこの成果をもとに、稀少野生生物のリストである『レッドデータブック』が編纂されました。

3) 生物多様性保全巡視員・生物多様性保全巡視団体

稀少野生生物の生育・生息地や、野生生物保護区の巡視を行う町民や団体を生物多様性保全巡視員（生物多様性保全巡視団体）に認定し、官民共同で町の重要な生物や生態系を保全していきます。

(2) 高原の自然館

北広島町の多様な生態系を調査・研究し、保全と利用を推進するための機関が高原の自然館です。

(3) 生物多様性に関する出版物

1) 高原の自然史

発行頻度：年一回発行（1996年3月31日 第1号発行）

発行：北広島町教育委員会・高原の自然館

2) 苅尾

発行頻度：年一回程度発行（1995年5月 第1号発行）

発行：西中国山地自然史研究会

3) 三段峡と八幡高原

発行年月日：昭和34年3月31日

発行：広島県教育委員会

ページ数：638頁

4) 滝山峡－自然と生活－

発行年月日：昭和58年3月30日

発行：滝山峡総合学術調査委員会

ページ数：859頁

5) 芸北の自然

発行年月日：平成6年3月31日

発行：芸北町教育委員会

ページ数：142頁

6) フィールドガイド 芸北の自然

発行年月日：平成16年3月31日

発行：芸北町教育委員会

協力：西中国山地自然史研究会

ページ数：154頁

7) 芸北まるごと博物館 (DVD)

発行年月日：平成 16 年 3 月 31 日

発行： 芸北町教育委員会

8) 北広島町レッドデータブック 2012

発行年月日：平成 24 年 3 月 26 日

発行： 北広島町教育委員会

4. NGOや市民による取組

行政による政策だけでなく、北広島町では民間主体の活動が各地で実施されています。

(1) 八幡湿原を守る会

芸北地域の八幡地区において、湿原を保全する活動をしている地域住民による任意団体。

(2) カキツバタの里づくり実行委員会

芸北地域の八幡地区において、都市からのボランティアとともにカキツバタの咲く景観づくりをしている任意団体。

(3) サクラソウを育てる会

芸北地域の美和地区において、サクラソウを保全している任意団体。

(4) 特定非営利活動法人 I N E 大朝

大朝地域を拠点に、農業・リサイクル・環境学習など、広範にわたる活動を行っている特定非営利活動法人。

(5) 三ちゃん' S 村

豊平地域の志路原地区を拠点に、オオサンショウウオとその生息環境の保全と環境教育に取り組んでいる任意団体。

(6) 特定非営利活動法人西中国山地自然史研究会

芸北地域に拠点をもち、町域全体において、多様な自然に関する啓発・保全・研究を行っている特定非営利活動法人。

第3章 生物多様性の保全及び持続可能な利用の目標

第1節 生物多様性から見た北広島町の町づくり

1. 新田園文化のまち

北広島町は、長期総合計画において、まちづくりの基本理念として町の将来像を「『新田園文化のまち』宣言 北広島町」としました。この将来像について、長期総合計画では次のように解説されています。

北広島町は、様々な地域資源を持ち、多面的な可能性を持っています。これまで、豊かな緑と水に育まれ、先達の手によって脈々と築かれてきた歴史があり、田園の営みの中で、多くの誇りある文化が生まれ受け継がれてきました。私たちは、地域に息づく文化を大切に、大都市にはない価値と魅力、安全や安心、快適性を備えた、住みよく豊かさが実感できる新しい田園文化を築いていきます。ここに、新たな発想による創造と挑戦の「新田園文化のまち」を宣言します。

北広島町の生物多様性は、私たち町民の生活環境を提供し、様々な資源を提供し、文化の源を提供してきました。北広島町の自然環境は独自のものであり、北広島町での生活や精神が織りなす田園文化と同じものは、他地域にはありません。私たちは、北広島町に残る生物の多様性と、そこからもたらされる恩恵が時間をかけて育んできた文化こそが、北広島町のアイデンティティであり、最大の財産だと考えます。生物の多様性を保全し、利用することは、私たちの町が文化を失わず、いつまでも豊かなふる里でありつづけるために必要なことです。

経済の発展と都市への人口集中が進む中で、国内外を問わず、都会の生活からは様々なものが失われました。それは風土に根ざした生活であり、文化であり、ふる里に対する愛着です。長期総合計画において「新田園文化」と呼んだ、大都市に無い価値と魅力が、北広島町には残されています。

2. 計画的な土地利用と拠点・ゾーンの形成

原生的自然から人の生活圏までを含む町域全体の土地利用について、北広島町長期総合計画では、基本計画のうち「第2部 部門別計画」の第5章において「社会の変化に対応したまちづくり」として言及しています。ここでは「計

画的な土地利用の必要性」と「次代に引き継ぐしっかりとした地域構造作り」の2点が、まちづくりの施策全般を進める上で必要であるとし、次のように基本方針を定めています。

(1) 計画的な土地利用の推進と土地の有効活用

本町が自然と調和しながら、住みよく活気のあるまちへ持続的に発展するため、計画的な土地利用を推進します。

(2) 多彩な拠点・ゾーンの形成とネットワーク化

自然環境の保全や生活環境との調和を図りながら、フィールド・ミュージアムの形成にも資する、様々な性格と内容を有する多彩な拠点・ゾーンの整備・充実とネットワーク化に努めます。

3. 生物多様性の保全と利用に関する基本的な姿勢

長期総合計画に従い、町域の特性に応じた町づくりを進めるために、生物多様性の保全と利用に関する姿勢を次のとおり定めます。

(1) 歴史性と文化を尊重した「豊かさ」の探求

地域の文化を守り、受け継いでいくことは、地域のアイデンティティを守っていくことであり、つまりは私たちの存在そのものを確立していくことでもあります。経済的価値の追求のみにとらわれず、「本当の豊かさとは何か」ということを考え、北広島町ならではの豊かな生活スタイルを提案することで、生物多様性に支えられた「新田園文化のまち」を目指します。

(2) 人命と人権の尊重

北広島町の風土と歴史を尊重しながら、安全や安心、快適性を備えた、住みよく豊かさが実感できる新しい田園文化を築いていきます。近代的な利便性を追求することは、私たちの生活に安全や安心、快適性をもたらしますが、一方で生態系の劣化を招くおそれもあります。そうだからといって、先史的な生活に戻れば良いというものでもありません。生物多様性の保全は今日の世界が直面する大きな課題ですが、何よりも人命と人権を守ることは最優先されるべき課題です。

(3) 科学的な知見の蓄積と活用

北広島町の自然や生態系の実態については、未だ十分に解明されておらず、

人間活動による影響の現れ方には予測できないことが多くあります。そのため、生物多様性の保全と利用についての取り組みには、長期的な視野と科学的知見の蓄積が必要です。たとえば、一つの種が、害獣、絶滅危惧種、資源など、様々な側面を持っている場合があるため、駆除や保全、利用など、何かの働きかけをする際には、現状を調査した上で総合的に判断する必要があります。あるいは、働きかけが必ずしも良い結果をもたらすとは限りません。取り返しのつかない状況に陥らないためにも、働きかけが思わぬ結果を招くことも考慮に入れて、定期的に効果を確認し、働きかけの方法そのものを見直す手順を取り入れることが必要です。科学的な基礎資料を蓄積し、多様な主体で共有するとともに、課題を分析して、必要な対応を協議するための体制をつくります。

(4) 連携と協働

生物多様性を保全し、利用していくことは、行政だけで実現できることではありません。町民や事業者、民間団体、学校など、様々な主体と目的を共有し、具体的な取り組みを続けていきます。また、北広島町の生物多様性は、県レベル、国レベル、地球レベルで見たときには、それぞれに異なる意味や価値を持ちます。広域的な認識に立ち、近隣市町や関係団体との連携を深め、協働のしぐみを築きます。

第2節 北広島町の目標

本戦略の基本理念「いのちの輝きに出会い、伝え、みずからが輝く」に従い、16項目からなる目標を設定しました。

(1) いのちの輝きに出会う

— 生物多様性についての理解と保全の輪を広げます

- 目標1 自然に触れ合う場や機会が町民に与えられている。このことにより、町民が生物多様性の恩恵について理解し、自然を尊重して生活している。
- 目標2 生物多様性の保全と利用に関する項目が、町の成長戦略およびその他の中・長期計画に盛り込まれている。
- 目標3 生物多様性を保全しながら活用するための情報が把握され、定期的に更新されている。

(2) いのちの輝きを伝える

— 生物多様性を低下させる活動を見直し、人と自然の共存をはかり、地域固有の生態系、種および遺伝子の多様性を守ります

- 目標 4 現行の奨励措置を生物多様性の観点から見直すことで、負の影響を与えている施策は改善され、持続的に利用するための奨励措置が策定され、適用されている。
- 目標 5 湿原やブナ林、溪流など、原始的生態系の人間による損失が無くなっている。
- 目標 6 生物多様性が失われた生態系に対して、維持・回復事業が計画または実施されている。
- 目標 7 生物多様性や環境に配慮した農業、林業、水産業が推進され、過剰栄養などによる汚濁・汚染や土地の改変が、生態系を劣化させない水準まで抑えられている。
- 目標 8 人の暮らしと地域の生態系を保全するために、野生鳥獣の個体数や行動が適正に管理されている。
- 目標 9 侵略的外来種とその定着経路が特定され、防除活動の優先順位が付けられている。
- 目標 10 生物多様性、景観、資源などの観点から、町域の生態系が保全されている。
- 目標 11 既知の絶滅危惧種の減少が防止されるための提案がなされ、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成されている。
- 目標 12 野生・飼育・栽培に関わらず、地域における遺伝子資源が把握され、遺伝子の多様性が保全されている。

(3) みずからが輝く

— 生物多様性の恩恵を積極的に活用しながら、豊かな暮らしを営みます

- 目標 13 生態系からもたらされる水、防災の働き、資源などの恵みが保全され、活用が推進されている。
- 目標 14 自然の恩恵を利用するための伝統的知識が、地域行事・団体活動・学校教育など、あらゆる機会を通じて受け継がれている。
- 目標 15 「生物多様性きたひろ戦略」の推進に、町民・事業者・学校など、あらゆる主体が参画し、生物多様性を保全しながら活用するための行動

を、町民や事業者など、様々な主体が自発的に立案または実施している。

目標 16 生物多様性を保全する取り組みが、町にとって新たな価値を生み出すことで、町に潤いがもたらされ、そのことがまた生物多様性の保全を推進する、良い循環が生まれている。

2. 戦略目標達成までの戦略推進期間

(1) 戦略推進期間 1：現状の把握

戦略目標の各個別目標について、現状を把握するための期間を戦略推進期間 1 とします。平成 25 年度から平成 27 年度にかけて、情報の収集と整理を進め、より具体的な項目や必要な情報を戦略に反映させます。

平成 28 年度には北広島町長期総合計画の計画期間が終了するため、戦略推進期間 1 の間に把握された生物多様性の現状は、長期総合計画の評価にも考慮されます。

(2) 戦略推進期間 2：戦略の推進と施策評価

期間 1 終了時から、平成 31 年度までを戦略推進期間 2 とします。戦略策定後に実施された取り組みの成果を平成 31 年度に検証し、戦略の改定を行います。

(3) 戦略推進期間 3：

平成 31 年度に改訂した戦略に沿って、平成 32 年度からの施策を推進します。この後は、5 年ごとに施策の評価と戦略の見直しを実施します。

3. 北広島町の生物多様性総合評価

これらの目標を達成していくためには、北広島町の生物多様性の状況と目標の達成状況を評価し、状況に即した方法を選択していく必要があります。評価は、希少種や生態系の保全状況など自然的側面、町民の意識や参画など社会的側面、経済活動の発展や持続性など経済的側面など、様々な視点から実施する必要があります。

自然的側面からの評価は、北広島町自然学術調査の結果を基準に、定期的に調査を実施し、再評価を行います。これを、アンケートなどによる社会的評価、経済活動の効果と合わせて、総合的な評価を行います。

第3節 各主体の役割－連携と協働－

生物多様性の保全と持続可能な利用は、町民の暮らしと密接に関わるものであり、町行政が実施するだけでなく、事業者、NGO、町民などのさまざまな主体が自主的にかつ連携して取り組むことが重要です。このため「北広島町生物多様性の保全に関する条例」にも、町、事業者及び町民の責務が規定されており、それぞれの主体が次のような役割を果たしていくことが期待されます。

(1) 町民

町民は、生物多様性の保全と持続可能な利用が、日常の暮らしと密接な関わりがあることを認識して節度を持って行動することが重要です。山林や耕作地など、各自が所有する土地の持つ価値を認識し、積極的に利用しながら管理することは地域全体の生物多様性保全に繋がります。また、地域住民として、あるいは保護者として、次の世代を担う子どもたちに地域の自然の豊かさを伝えるとともに、学校教育、野外活動、地域のコミュニティ活動の中で豊かな自然体験や学習の機会づくりを担う役割が期待されます。

特に、高齢者には、人と自然が共存していた姿や生活の様子、生物多様性に育まれた伝統的な知識、文化、遊び、風習、技術など、社会において忘れ去られようとしている智恵を子どもたちなどに伝えることが期待されます。

また、定年退職などで職業を離れた中高年層については、定年帰農への参画や社会での豊かな経験、知識、技術を活かした活躍など生物多様性を保全する地域コミュニティの担い手として期待されます。

このほか、生物多様性の保全活動や市民参加で行われる調査への参加とともに、消費者として、地域産品や環境配慮製品など、適切な商品の選択と購入などを通じ、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献することが期待されます。

(2) 企業など事業者

企業など事業者の役割は、生物多様性によってもたらされる資源を活用した経済活動を発展的に持続させることです。自然資源を適切な方法で利用することは、生態系を維持するとともに、持続的な経済活動により、町民に豊かな生活をもたらします。そのために、生物多様性の保全に配慮した原材料の確保や商品の調達・製造・販売のほか、保有している土地や工場・事業場の敷地での豊かな生物多様性の保全、投資や融資を通じた生物多様性の保全への配慮、生

物多様性の保全に関する情報開示などが期待されます。また、社会貢献活動としての町内における里山などでの生物多様性の保全への貢献や、生物多様性の保全を目的に活動する民間団体への支援も事業者に期待される重要な役割です。さらに、町・県・国などの行政や生物多様性条約締約国会議など国際的な組織が提供する生物多様性の情報に関心を持つとともに、企業活動の中で形成されるネットワークを通じ、町内外の企業に生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を促し、連携してその推進に努めることも期待されます。

(3) 民間団体など

それぞれの地域に固有の生物多様性を保全するためのさまざまな活動の実践や、広く個人の参加を受け入れるためのプログラムの提供や体制づくりが期待されます。また、それぞれが有する専門的な知見や経験を活かし、行政機関や企業、博物館などを含む教育機関と連携してその取組を支援、促進することも期待されます。さらに、これらの活動を通して、地域の幅広い層を対象とした生物多様性に関する啓発活動や体験学習の機会を広く提供する役割も期待されます。

(4) 町行政

「生物多様性国家戦略 2012-2020」に示された基本的な方向に沿いつつ、生物多様性きたひろ戦略に示された施策を計画的に実施します。その際、事業者、民間団体、町民など町内各主体のみならず、県、国など町外関連主体との緊密な連携を図ります。また、多様な主体がそれぞれの役割に応じた取組ができるよう、制度や指針の整備、経済的措置の拡充、データベースの構築・共有化、的確な情報の提供などを行い、地域の取組を積極的に支援します。さらに、地域における優れた取組を評価・紹介することを通じて、各主体による自主的な活動を促します。

第 2 部

生物多様性の保全に際する指針

第1章 総論

第1節 用語の定義

指針では、次のとおり用語を定義します。

1. 条例

北広島町生物多様性の保全に関する条例（平成22年北広島町条例第1号）

2. 戦略

生物多様性きたひろ戦略

3. 種

生物分類上の種。亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種。

4. 地域個体群

地域的に孤立した個体群。

5. 指定希少野生生物の器官

指定希少野生生物の器官並びに個体及び器官を原材料として加工された加工品であり、次の条件を満たすもの。

- (1) 社会通念上需要が生じる可能性があるため、保護の必要があるもの
- (2) 容易に識別することができるもの

第2章 希少野生生物の選定および個体等の取扱い

第1節 指定希少野生生物の選定方針

本町における生息・生育地の状況が、人為等の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種又は地域個体群で、次のいずれかに該当するものを指定希少野生生物に選定します。

- (1) 個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつある
- (2) 生息・生育地が著しく消滅しつつある
- (3) 生息・生育地の環境が著しく変化しつつある
- (4) 過度の捕獲又は採取を受けている
- (5) 外来種による捕食、生態的競争等の影響を受けている
- (6) 日本または広島県における主要な生息・生育地が町内に存する等、本町の自然環境の特性を象徴している
- (7) 他種からの食害等の影響を受けている

第2節 選定に当たっての留意事項

指定希少野生生物の選定に当たっては、分布状況や生息・生育のための環境条件等の科学的知見に基づき、次の事項に留意します。

- (1) 北広島町版レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類又は絶滅危惧Ⅱ類に属する
- (2) 個体又は群体としての識別が容易な大きさを有している
- (3) 一般的に種としての識別が可能な形態的特徴等を有している
- (4) 外来種ではない
- (5) 従来から本町にごくまれにしか渡来又は回遊しない種ではない
- (6) 生息・生育地の保護回復活動が現に行われている、又は期待できる
- (7) 社会的価値、文化的価値又は町民の要請が高い
- (8) 他法令により既に個体の保護がなされているものについては、希少野生生物保護区の指定又は回復事業の実施の必要性が高い

第3節 個体の取扱いに関する規制

1. 捕獲等の禁止

指定希少野生生物の生きている個体および卵・幼虫等は、原則として捕獲、採取、殺傷を禁止します。

2. 捕獲等の許可

指定希少野生生物の生きている個体は、教育、学術研究、個体の保護のための移動又は移植の目的その他その生物の保護に資する目的で行うもの以外は原則として捕獲等の許可をしません。

3. 違法に捕獲等された個体の所持等の禁止

違法に捕獲等された指定希少野生生物およびその器官（加工品を含む）の所持、譲受け、譲渡し、引受け又は引取りは禁止します。

第4節 その他の個体の取扱いに関する事項

指定希少野生生物の個体の所有者又は生息・生育地の占有者は、生息・生育の条件を維持する等、指定希少野生生物の保護に配慮した適切な取扱いをするよう努めます。町は、捕獲等の規制に違反して捕獲・採取されがちな希少野生生物に対し、その譲り渡し等の実態の把握に努め、状況に応じ、必要な措置を講じます。

第3章 野生生物保護区の指定および保全

第1節 野生生物保護区の指定方針

1. 野生生物保護区の指定

本町における野生生物または生態系の安定した存続を保証するため、次のいずれかに該当するものを野生生物保護区に指定します。

- (1) 指定希少野生生物または種の保存法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種について、その個体の生息・生育環境の保全を図る必要がある区域
- (2) 多種の希少野生生物が集中している区域
- (3) 地域の特色を顕著に示す野生生物が生息または生育する区域
- (4) 町域、国内、又は国際的な生物多様性の保全上重要な区域

2. 希少野生生物保護区として指定する生息・生育地の指定方針

(1) 指定希少野生生物、国内希少野生動植物種又は県指定野生生物種、及び地域の特色を顕著に示す野生生物が生息・生育する区域

複数の生息地・生育地が存在する場合

次の事項に留意し、優先的に指定すべき生息・生育地を選定します。

- (1) 個体数、個体数密度、個体群としての健全性
- (2) 植生・水質・餌条件等の環境条件
- (3) 生息・生育地としての規模
- (4) 緊急性

生息・生育地が広域的に分散している種

主な分布域ごとに主要な生息・生育地を優先的に指定すべき場所として選定します。

(2) 多種の希少野生生物が集中して生息・生育する区域

次の事項に留意し、優先的に指定すべき区域を選定します。

- (1) 希少野生生物の種類数
- (2) 希少野生生物の集中の度合い

(3) 地域の特色を顕著に示す野生生物が生息または生育する区域

(4) 町域、国内、又は国際的な生物多様性の保全上重要な区域

次の事項に留意し、優先的に指定すべき区域を選定します。

- (1) 広域的な行動範囲を持ち、かつ当該区域を利用する野生生物の種類数
- (2) 代替地の存在および規模

3. 野生生物保護区の区域の範囲

野生生物保護区には指定希少野生生物等の分布の連続性、生態的な特性等について、十分配慮し、次のいずれかに該当する区域指定します。

- (1) 各種行為により指定希少野生生物等の生息・生育地に支障が生じることを防止し、保護を図るべき区域
- (2) 指定希少野生生物等の保護のために必要と認められる生態系の存在する区域
- (3) 鳥類等の行動圏が広いもの場合は、営巣地や重要な採餌地等その個体の生息にとって重要な役割を果たしている区域及びその周辺の個体数密度又は個体が観察される頻度が高い区域

(1) 希少野生生物保護区において適用される各種の規制に係る区域等の指定の基本的考え方

- (1) 条例第 22 条第 1 項第 7 号の町長が指定する野生生物には、食草など指定希少野生生物等の生息・生育にとって特に必要な野生生物を指定します。
- (2) 条例第 22 条第 1 項第 8 号の町長が指定する湖沼又は湿原には、新たな汚水又は廃水の流入により、指定希少野生生物等の個体の生息・生育地に支障が生じるおそれがある湖沼又は湿原を指定します。
- (3) 条例第 22 条第 1 項第 9 号の町長が指定する区域については、車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸により、指定希少野生生物等が損傷を受けるなど現に指定種の生息・生育地に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定します。
- (4) 条例第 22 条第 1 項第 10 号から第 14 号までの行為を規制する区域として町長が指定する区域については、これらの行為により、現に指定希少野生生物等の生息・生育地に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定します。その区域ごとに町長が指定する期間については、これらの行為による指定希少野生生物等の生息・生育地への影響を防止するために繁殖期間など必要最小限の期間を指定します。

- (5) 条例第 22 条第 1 項第 11 号の町長が指定する野生生物については、現に指定希少野生生物等の個体を捕食し、餌資源・生息地若しくは生育地を奪うことによりその生息・生育地を圧迫し又は指定希少野生生物等との交雑による遺伝的かく乱を進行させている野生生物又はそれらのおそれがある野生生物を指定します。
- (6) 条例第 22 条第 1 項第 12 号の町長が指定する物質については、現に指定希少野生生物等の個体に直接危害を及ぼし、若しくはその個体の生息・生育地環境を悪化させている物質又はそれらのおそれがある物質を指定します。
- (7) 条例第 22 条第 1 項第 14 号の町長が定める方法については、生息・生育地環境をかく乱し、繁殖・育すう行動を妨害する等現に指定希少野生生物等の個体の生息・生育地に支障を及ぼしている方法又はそのおそれがある方法を定めます。

第 2 節 立入制限地区の指定方針

立入制限地区については、野生生物保護区の区域のうち、指定希少野生生物等の個体の生息・生育環境を維持する上で、人の立入りを制限することが不可欠な区域を指定するものとします。

なお、立入りを制限する期間は、指定希少野生生物等の生態的な特性等を十分に考慮し、指定希少野生生物等の保護のため必要最小限の期間とします。

第 3 節 緩衝地区の指定方針

緩衝地区は、特別保護区の周辺の区域であって、当該希少野生生物保護区及びこれに係る指定希少野生生物等への外部からの人為による影響を緩和するため必要があると認められる区域を指定します。

緩衝地区の範囲については、特別保護区への外部からの人為の影響の強度等に応じ、当該指定希少野生生物等の生息・生育に影響が及ばないよう十分配慮した区域とします。

鳥類等の行動圏が広いもの場合は、営巣地や重要な採餌地等その個体の生息にとって重要な役割を果たしている区域の周辺の、個体数密度又は個体が観察される頻度が、特別保護区に準じて高い区域とします。

第 4 節 野生生物保護区等の区域の保護に関する指針

野生生物保護区の保護に関する指針においては、指定希少野生生物等の生

息・生育のために確保すべき条件とその維持のための環境管理の指針を明らかにします。

第5節 指定に当たっての留意事項

野生生物保護区の指定に当たっては、当該保護区における希少野生生物等の分布状況や生息・生育のための環境条件等の科学的知見に基づき、農林水産業を営む者をはじめとする住民の生活の安定と福祉の維持向上に配慮し、また、県土の保全その他の公益との調整を図り、所有権を含む地域の理解と協力が得られるよう適切に対処します。

区域の選定にあたっては、次の事項に留意します。

- (1) 当該指定希少野生生物等の保護回復活動が現に行われている、又は期待できる区域である。
- (2) 町民の要請が高い区域である
- (3) 他法令により既に保護がなされている区域については、希少野生生物保護区等の指定により保護上の効果が見込まれる区域である
- (4) 指定について土地所有者の理解が得られている
- (5) 指定野生生物群の保護のための野生生物保護区については、おおむね5種以上の希少野生生物が集中して生息し、又は生育する区域である。指定野生生物群の指定に当たっては、指定希少野生生物の選定に当たっての留意事項を準用します。

第6節 その他の生息・生育地の保護に関する事項

野生生物保護区の所有者又は占有者並びに事業者は、各種の土地利用や事業活動の実施に際し、希少野生生物の保護に配慮します。

第4章 外来種対策

第1節 侵略的外来種の放逐等の禁止及び防除

国外又は国内の他地域からの外来種による生態系のかく乱を未然に防止するため、侵略的外来種を、みだりに放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくことを禁止します。

町は、緑地の整備その他の緑化の事業を行う場合、侵略的外来種の使用を避けるとともに、被害に係る知見が不足しているものの一定の侵略性が報告されている外来種についてもその使用を極力避け、地域在来の植物を活用した緑化を進めるよう努めます。既に本町において定着し、希少野生生物の生息・生育地を脅かしている又はそのおそれがあるものについては、捕獲、駆除等による個体数の低減、導入経路の遮断等、希少野生生物の保護に関し必要な施策を進めていきます。

なお、これらの問題は、関係する分野が多岐にわたり、また広域的な対応が求められることから、環境、農林水産、保健衛生等の関係機関及び国、県、近隣市町等との連携の下、対策を進めます。

第2節 外来種に関する調査

外来種が本町の希少野生生物や生態系に及ぼしている影響については、科学的資料が不足しています。外来種対策を進める上で不可欠である外来種の分布、生態的特性、防除手法等に係る調査研究を進めます。

第3節 外来種に関する情報の提供

外来種の導入・定着は人間の社会活動の中で生じていること、また本町への経路が極めて多岐にわたることから、これらの外来種を取り扱う小売業者及び外来種の飼い主等をはじめとした町民及び事業者等に対し、外来種が本町の生態系に及ぼす問題に関する普及啓発を進めます。

野生生物の保護、その生息・生育地の復元・創出等を行おうとする活動に当たって、他地域に生息していたものを放流する、山野において野生生物に対する給餌を行う等、望ましくない形で実施されている例も少なくないことから、種内多様性の意義についても、併せて理解を深めていきます。

町は、国、県、事業者に対し、緑地の整備その他の緑化の事業を行う際に、侵略的外来種の使用を避けるとともに、被害に係る知見が不足しているものの一定の侵略性が報告されている外来種についてもその使用を極力避け、地域在

来の植物を活用した緑化を進めることができるよう情報の提供に努めます。

第5章 維持・回復事業の認定

第1節 維持・回復事業の対象

維持・回復事業は、指定希少野生生物、希少野生生物群、又は生態系の維持・回復を図るために、対象を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、保全生物学的知見に基づき、生態系の保全・再生、個体の繁殖促進等の事業を推進することが必要なものを対象とします。

第2節 維持・回復事業計画の内容

維持・回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、事業推進の基本的事項を、対象とする指定希少野生生物又は希少野生生物群ごとに明らかにした維持・回復事業計画を策定します。

各計画においては、事業の目標として、維持又は回復すべき指定希少野生生物又は希少野生生物群の個体数の水準及び生息地・生育地の条件等を、また、事業の内容として、採餌・繁殖条件等の改善、森林・草地・水辺等の生息地・生育地における環境の保護・保全・再生等具体的に実施する事業を定めるとともに、対象種となる個体の生息・生育地状況の調査手法等を定めるものとします。なお、自然条件下での個体の存続が困難であると判断した場合、飼育・栽培下での繁殖、生息・生育地への再導入等、個体の増殖のための事業を定めるものとします。

第3節 維持・回復事業の進め方

維持・回復事業は、国、県、町、町民、事業者、民間団体等の幅広い主体及びその相互協力によって推進することとし、その実施に当たっては、対象種または生態系の状況を踏まえた科学的な判断に基づき、必要な対策を時機を失することなく、計画的に実施するよう努めます。

また、順応的管理の考えの下、対象種または生態系のモニタリングと定期的な事業効果の評価を行い、状況の動向に応じて事業内容、また維持・回復事業計画そのものを見直すとともに、生息・生育地条件の把握、生態系の管理手法、飼育、繁殖技術等の調査研究を推進します。

第6章 その他希少野生生物の保護に関する重要事項

第1節 町民等からの提案

希少野生生物の効果的な保護のためには、町及び町民、事業者及び民間団体の幅広い主体の協働が欠かせません。指定希少野生生物、野生生物保護区および維持・回復事業計画の指定は、基本的に町が主体的に行っていくものですが、併せて、町民又は町内に事務所若しくは事業所を有する法人からの適切な提案は積極的に取り入れ、本町の生物多様性の保全に活かすよう努めます。

なお、提案に当たっては、条例の趣旨及び戦略の内容について、十分な理解のもと、提案していただきます。

第2節 調査研究の推進

希少野生生物に関する保護施策を的確かつ効果的に進めるため、北広島町版レッドリスト・レッドデータブックの定期的な見直しを含めた野生生物の生息・生育に関する情報の蓄積、情報の分析、保護回復手法の検討など、希少野生生物に関する調査研究を進める。また、こうした調査研究を進めるためには、専門的な知識・技術を有する人材の確保が重要であることから、大学等の教育機関、環境・農林水産・土木関係各種研究機関、市町村、民間団体等と連携し、又はその協力を得て、その育成・確保のために必要な措置を講ずるものとする。

第3節 野生生物に関する情報共有システムの整備

国・県・市町村・個人・民間団体・大学・博物館等に蓄積されている、調査研究等により得られた野生生物に関する情報が、後世に渡って効率よく利用できるよう、これらの機関・団体等の間を結ぶネットワーク・システムを整備し、希少野生生物の保護に支障を及ぼさないよう配慮しつつ、希少野生生物の分布・調査方法及び適切な保護・回復手法等に関する情報の交換が円滑に行えるような体制を整備する。

第4節 推進体制の整備

希少野生生物の保護は各地域の住民・民間団体等との協働によらなければ達成することはできない。このため、町と町民・民間団体等との協働により希少野生生物の個体の生息・生育状況等の巡視等の活動を行う体制を整備するとともに、希少野生生物の保護回復活動に取り組む町民・民間団体等に対し必要な助言等を行える体制を整備するものとする。また、町民・民間団体等が取り組む

自発的な希少野生生物保護活動に対して必要な支援措置を講ずるとともに、このような自発的な活動を行う人材の確保及び育成にも努める。

第5節 開発行為における希少野生生物への配慮

町は、希少野生生物の保護の重要性を認識し、生物多様性生物保全のための上位の方針を踏まえ、開発行為における希少野生生物への配慮に関する指針を策定する。希少野生生物の生息・生育地環境に影響を及ぼすと認められる開発行為をしようとするときは、上記指針に基づき、順応的管理の考えの下、当該開発行為に伴って生ずる環境への負荷に対し、回避、低減等のミティゲーションを適切に検討し、実施します。

また、環境影響の回避・低減等にとどまらず、自然再生推進法の考えに基づき、過去に損なわれた野生生物の生息・生育環境を積極的に再生するよう努めるものとする。

国や県、町以外の地方公共団体が行う開発事業についても、希少野生生物の保護のため、適切な措置を講ずることができるよう、希少野生生物に関する情報を提供するなどの必要な措置を講ずるものとする。

第 3 部

生物多様性の保全および活用に向けた行動計画

第1章 はじめに

第1部第3章において定めた16の目標を達成するために、第3部では北広島町が取り組む具体的な施策を提示します。

施策には94項目の「推進中の取り組み」とともに、目標達成のために、これから取り組む「取り組みの種」を135項目示しています。この種は、すぐに全てが芽生えるものではありませんが、北広島町が進むべき方向性を示し、町民や事業者のみなさんと協力しながら、一つずつ育てていきたいと考えています。

第2章 北広島町で進められている取り組み

平成24年度現在、北広島町で進められている取り組みを、生物多様性キャラバンの結果などをもとに、目標毎にまとめました。生物多様性の保全と利活用についての取り組みは、94ありました。

目標1

自然に触れ合う場や機会が町民に与えられている。このことにより、町民が生物多様性の恩恵について理解し、自然を尊重して生活している。

町民の取り組み

1. ホタルの目撃調査、育成や勉強会など、ホタルの保護活動、およびホタル祭りの実施。[岩戸地区]
2. 水辺教室の開催や環境美化活動の実施。[北広島町公衆衛生推進協議会]

学校での取り組み

3. 生物多様性に関する話題の道徳の自主教材への採用。[雄鹿原小]
4. オオサンショウウオ、雲月山、サクラソウなど、地域の特色ある自然の総合的な学習の教材化。[豊平西小学校、雲月小学校、美和小学校]

行政・教育委員会の取り組み

5. 山の土地境界を明らかにする国土調査を通じた、山への感心の向上。[国土調査事務所]
6. 「クリーン太田川」の取り組み。[芸北支所、豊平支所]
7. 町広報における「高原からの花だより」の連載。[企画課]
8. トムソーヤスピリッツなど、青少年健全育成事業の中での自然体験活動の実施。[生涯学習課]
9. H23年、H24年の成人式など、講演による啓発。[生涯学習課]
10. 高原の自然館における館内展示等、普及啓発活動の実施。[生涯学習課]
11. 生物多様性キャラバンの実施。[生涯学習課]
12. 自然観察会など、現地学習会の実施。[生涯学習課]

目標 2

生物多様性の保全と利用に関する項目が、町の成長戦略およびその他の中・長期計画に盛り込まれている。

行政・教育委員会の取り組み

13. 「生物多様性きたひろ戦略」。[生涯学習課]
14. 「夢・まなびプラン」。[学校教育課]

目標 3

生物多様性を保全しながら活用するための情報が把握され、定期的に更新されている。

行政・教育委員会の取り組み

15. 天然記念物・歴史的景観の指定・管理。[生涯学習課]
16. 自然学術調査の推進。[生涯学習課]
17. 生物資料の収集と標本の作製。[生涯学習課]
18. 「高原の自然史」の発行。[生涯学習課]
19. 北広島町野生生物カルテの整備。[生涯学習課]
20. 北広島町レッドデータブックの発行。[生涯学習課]
21. 土地測量による正確な町域地図の作成。[国土調査事務所]

目標 4

現行の奨励措置を生物多様性の観点から見直すことで、負の影響を与えている施策は改善され、持続的に利用するための奨励措置が策定され、適用されている。

行政・教育委員会の取り組み

22. 森づくり事業（広島県）を活用した森林の整備。[産業課等]
23. 農地・水・保全向上対策事業の「生物の保全をとり組む」という項目の活用。[産業課]
24. 有機肥料を使う事に対する、土作りの補助金。[芸北支所]

25. イノシシの防除対策に対する補助制度。[産業課]

目標 5

湿原やブナ林、溪流など、原始的生態系の人間による損失が無くなっている。

行政・教育委員会の取り組み

26. 西中国山地国定公園の保護・管理。[国、産業課]

27. 八幡湿原自然再生事業の実施とモニタリング。[生涯学習課]

目標 6

生物多様性が失われた生態系に対して、維持・回復事業が計画または実施されている。

行政・教育委員会の取り組み

28. 八幡湿原自然再生事業の実施とモニタリング。[広島県、生涯学習課]

目標 7

生物多様性や環境に配慮した農業、林業、水産業が推進され、過剰栄養などによる汚濁・汚染や土地の改変が、生態系を劣化させない水準まで抑えられている。

事業者の取り組み

29. 「土壌診断」の実施を用いた土壌中の肥料成分量の正確な把握による、無駄な肥料の削減。

行政・教育委員会の取り組み

30. 化学肥料を入れない、有機栽培による作物づくりの推奨。[芸北支所]

31. 河川法改正後の河川工事における環境配慮型ブロックの積極的使用。[建設課]

32. 北広島町農山村体験交流事業などにおける、間伐の大切さを伝える体験

の実施。[企画課]

33. 浄化槽・上下水の整備による富栄養化対策の推進。[上下水道課]

34. 夏と秋、2回の水質検査による水質データの蓄積。[町民課]

35. 農薬の飛散を抑えるための、濃い農薬を少量散布する「少量散布」の推奨。[産業課]

目標 8

人の暮らしと地域の生態系を保全するために、野生鳥獣の個体数や行動が適正に管理されている。

行政・教育委員会の取り組み

36. 農業等に被害を及ぼすイノシシ、シカ、ツキノワグマ等の駆除。[産業課]

目標 9

侵略的外来種とその定着経路が特定され、防除活動の優先順位が付けられている。

事業者の取り組み

37. 琵琶湖産アユや、それについてくる混入外来種の、放流抑止。[漁協]

行政・教育委員会の取り組み

38. 野犬、野猫の駆除。[町民課、各支所]

39. 野犬、野猫の相談、保護（器具貸し出し）。[]

40. ヌートリア、フェレット、アライグマの捕獲。[産業課]

目標 10

生物多様性、景観、資源などの観点から、町域の生態系が保全されている。

町民の取り組み

41. ほ場整備に伴う、県内一と言われる自然護岸の用水路整備。[筏津地区]

行政・教育委員会の取り組み

- 42. 天然記念物・歴史的景観の指定および管理。[生涯学習課]
- 43. 西中国山地国定公園の指定および管理。[国、産業課]
- 44. 雲月山野生生物保護区の指定。[生涯学習課]
- 45. 環境保全条例の運用。[町民課]
- 46. 重要な希少生物が生息・生育する場所での環境配慮型工事。[建設課]
- 47. 景観指定市域の指定及び管理。[広島県、建設課]
- 48. 広島県自然環境保全地域（滝山峡、八幡湿原）の指定。[広島県]

目標 11

既知の絶滅危惧種の減少が防止されるための提案がなされ、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成されている。

町民の取り組み

- 49. コウタケを増やす取り組み。[コウタケ研究会]

行政・教育委員会の取り組み

- 50. カワシンジュガイ保全のためのアマゴの放流。[芸北支所]
- 51. 三ちゃん's 村への支援。[豊平支所]

目標 12

野生・飼育・栽培に関わらず、地域における遺伝子資源が把握され、遺伝子の多様性が保全されている。

行政・教育委員会の取り組み

- 52. 国指定特別天然記念物テングシデの保全。[国、生涯学習課]
- 53. 町指定天然記念物カワシンジュガイ、サクラソウの保全。[生涯学習課]

目標 13

生態系からもたらされる水、防災の働き、資源などの恵みが保全され、活用が推進されている。

町民の取り組み

54. 芸北せどやま再生事業の推進。[西南地区振興協議会]

事業者の取り組み

55. 北広島町内産の木材利用。[建築業者]

56. 木質燃料（ペレットなど）の生産。[太田川森林組合]

行政・教育委員会の取り組み

57. 簡易水道の整備による、きれいな水の供給。[芸北支所]

58. 北広島町農山村体験交流事業等を通じた、小・中学生への体験学習。[企画課]

目標 14

自然の恩恵を利用するための伝統的知識が、地域行事・団体活動・学校教育など、あらゆる機会を通じて受け継がれている。

町民の取り組み

59. 神社での大しめ縄作り。

60. 虫送り。

61. 雲月山の山焼き。[雲月地区]

62. 神楽を通じた精神的な部分の継承。[各神楽団]

63. 清掃活動、不法投棄撲滅キャンペーンなどの活動。[公衆衛生協議会]

64. 北広島町農山村体験交流事業。

65. 清掃活動などの実施。[女性会]

66. 学校と連携した水辺教室。[北広島町公衆衛生推進協議会]

67. 龍頭山の清掃。[どんぐりクラブ]

学校での取り組み

68. 壬生・新庄・雄鹿原などの田楽。[各学校]

- 69. 学校で実施する「収穫祭」。[各学校]
- 70. 雲月山の山焼きを題材としたオペレッタ。[雲月小学校]
- 71. カワシンジュガイ保全のためのアマゴの放流。[雲月小学校]
- 72. ボランティア遠足。[大朝小学校]

行政・教育委員会の取り組み

- 73. 「北広島の達人」と交流・連携による、かんじき作りなど、後世に知恵や利用方法を伝えるための、小学校活動や公民館活動。[学校教育課、生涯学習課]
- 74. 文化：民俗技術の調査・復元・記録・体験学習。[生涯学習課]
- 75. 八重西地区における昔の農法の復元。[生涯学習課]

目標 15

「生物多様性きたひろ戦略」の推進に、町民・事業者・学校など、あらゆる主体が参画し、生物多様性を保全しながら活用するための行動を、町民や事業者など、様々な主体が自発的に立案または実施している。

町民の取り組み

- 76. カキツバタの里づくり。[カキツバタの里づくり実行委員会]
- 77. 「茅原の霊水」の保全活動。[茅原地区]
- 78. 竹林の整備。[豊平地区]
- 79. 川刈りなど地域の共同作業。[各地区]
- 80. 壬生の花田植え、新庄のはやし田をはじめとする、地域文化の継承。[各田楽団]
- 81. 特定非営利活動法人西中国山地自然史研究会の活動。
- 82. 特定非営利活動法人 I N E O A S A の活動。
- 83. オオサンショウウオとモリアオガエルについての学習。[豊平東小学校]
- 84. 龍頭山清掃ボランティア活動。[豊平中学校]
- 85. オオムラサキの保全活動。[豊平ライオンズクラブ]
- 86. 農地の生き物調査、ホタルの調査、オオサンショウウオの保全など。[各地域]
- 87. 地域協議会の主催による竹の伐採。[豊平支所]

事業者の取り組み

- 88. クリーンアップマイタウン活動。[ダスキン]
- 89. 北広島町農山村体験交流事業の実施。[民宿等]

目標 16

生物多様性を保全する取り組みが、町にとって新たな価値を生み出すことで、町に潤いがもたらされ、そのことがまた生物多様性の保全を推進する、良い循環が生まれている。

町民の取り組み

- 90. 農業体験、林業体験の受入。[芸北・大朝・豊平地域]
- 91. 春の山菜や秋のきのこの、産直商品としての販売。[各地区]
- 92. 雲月山の山焼き。[雲月地区]

学校での取り組み

販売まで含めた、稲作の学習。[大朝小学校]

事業者の取り組み

- 93. カキツバタなど草花の出荷。[八幡地区]
- 94. 北広島町におけるエコツアー「ぶらリズム」の実施。[たび〜と]

第3章 取り組みの種—生物多様性の保全と活用を実現する方法—

目標を達成するために有効と思われる取り組みを、「取り組みの種」として、生物多様性キャラバンの結果などをもとに、目標毎にまとめました。生物多様性の保全と利活用についての「取り組みの種」は、135ありました。

ここに書かれていることは、町民や事業者の皆様には義務を課すものではありません。また、行政としてすぐに事業化します、という性質のものでもありません。現段階では、それぞれの目標を達成するための具体的な「アイデア」を共有しておき、実現可能な体制や状況が整ったものから、一つずつ取り組んでいきたいと思えます。

目標 1

自然に触れ合う場や機会が町民に与えられている。このことにより、町民が生物多様性の恩恵について理解し、自然を尊重して生活している。

町民にできること

1. 夏休みなど期間を区切る、監視員を付けるなど、川で子ども達が遊べる区域の整備。
2. 山菜採りや山野整備など、生物多様性保全の体験を取り入れた、修学旅行や社員研修などの受け入れ。
3. 野生生物への餌付けをしないこと。
4. 「生物多様性保全巡視員（団体）」としての活動。

事業者ができること

5. 自然散策ツアーなど、自然を身近に感じてもらう企画の開催、およびツアーの際に撮影した写真による、写真コンテストの実施。
6. 「生物多様性の保全や利用は身近なこと」と町民が実感できるような、ケーブルテレビ番組作り。

学校にできること

7. 道徳、総合的な学習、理科教育など、授業への反映。
8. 学習プログラムや、教材など、現状の把握と情報共有。
9. 学校、地域、民間団体等との連携を通じた生物多様性を保全・活用する

プログラムの作成と実施。

行政・教育委員会にできること

10. 希少性などの「学術的価値」に加え、「経済的価値」の評価や、「経済効果」の実証的な事例の提示。
11. 他地域での取り組みについての講演など、職員研修の実施。
12. 町政懇談会など、町民に町の姿勢を伝えていくための対話。
13. 「町の花」「町の木」「町の鳥」など、町のシンボルとなる生物の選定。
14. 「町民が山や川で遊ぶ日」の制定。
15. 景観形成計画の推進。
16. 自然体験に参加するための交通手段の整備。
17. 一般的の人に、猟師に対する理解を広めるための、野生動物による被害状況や過去の捕殺頭数に関する、パネル・写真・テレビなどの広報。
18. 虫採りや、写真を撮る人たちなどのモラルづくりのため、啓発資料の作成・配布。
19. 町外からの子ども達を受け入れるための林間施設の整備。
20. 生物多様性キャラバン（ワークショップ）の継続。
21. 児童クラブの活動を通じた、身近な自然にふれ合う機会作り。
22. 図書館の蔵書を活用したイベント等の実施。
23. 野生生物への餌付けについて、正しい情報を啓発すること。
24. 各地域の活動を、高原の自然館との連携などにより支援すること。

目標 2

生物多様性の保全と利用に関する項目が、町の成長戦略およびその他の中・長期計画に盛り込まれている。

行政・教育委員会にできること

25. 「景観形成計画」への反映。
26. 「観光振興まちづくり計画」への反映。
27. 「普通河川保全条例」への反映。
28. 農道・水路など、各種の整備計画への反映。
29. 工事を計画する際に協議するため、事前協議の材料となる生物多様性に

関する「ランドデザイン」の策定。

30. 「生涯学習推進計画」への反映。(平成 27 年度に見直し)。
31. 「図書推進計画」への反映。(毎年見直し)。
32. 「文化財保存活用基本計画」への反映。(見直し期限なし)。

目標 3

生物多様性を保全しながら活用するための情報が把握され、定期的に更新されている。

町民にできること

33. 水辺の生き物調査。
34. オオサンショウウオの生息数調査。
35. 里山の植物調査。
36. 植物、昆虫、外来種などの調査。

事業者ができること

37. 営農法人や農業者自身による田んぼの生きもの調査。

学校にできること

38. 外部講師としての専門家を登録した、地域の「人材バンク」の整備。
39. 地域における、学習教材として利用可能な自然資源の情報整理と地図化。

行政・教育委員会にできること

40. 季節性も考慮した、野生生物の生息頭数の正確な把握と適正頭数の検討。
41. 聞き書きによる、先人の智恵や意見の記録と出版。
42. 過去と現在の生態系の様子(生物の分布、植生)の地図化。
43. 生物多様性の保全と活用に関する具体的な活動や方法の、生涯学習課から社会教育団体への提示。
44. 児童・生徒向けの、地域の自然に関するガイドブックの作成。
45. 生物多様性に関する書籍・資料の「リスト」作成、生物多様性に関する蔵書の充実、および啓発等への活用支援。
46. 「重要な生育地」の地図化。
47. 北広島町レッドデータブック掲載種ごとの保護管理計画づくり。

48. 龍頭山のブナ林の植生調査。

目標 4

現行の奨励措置を生物多様性の観点から見直すことで、負の影響を与えている施策は改善され、持続的に利用するための奨励措置が策定され、適用されている。

行政・教育委員会にできること

49. 薪風呂の設置に対する補助金制度の整備。
50. 耕作効率を上げるための、集約による農地調整に加え、小規模で環境に配慮した農業への推奨制度。
51. 「地域づくり推進支援事業」や、PTA、地域活動などに支払っている補助金に対し、「生物多様性に関すること」という項目の新設。
52. 外来魚駆除のための補助制度の整備。
53. 国・県が推奨する「カバークロップ（土壌浸食防止、景観の向上、雑草抑制などを目的として、地表面を覆うために栽培される作物）」や「冬水田んぼ（冬季湛水）」などの、北広島町への適合性の検証。
54. 海外から輸入した飼料牧草を経由した外来種定着への対策。
55. 水田の多面的機能についての啓発。
56. 環境保護などにつながる取り組みに対する直接支払（農業所得補償）の実施。

目標 5

湿原やブナ林、溪流など、原生的生態系の人間による損失が無くなっている。

行政・教育委員会にできること

57. 現行の林道を、車の乗り入れ禁止（歩行者専用）にするなど、運用面の見直し。
58. 原生林の豊かさに関しての情報提供・啓発活動。
59. 原生的生態系の範囲を示す「位置図」の作成。
60. 工事の際に、生物多様性に配慮する手順を踏むような制度作り。

61. 北広島町野生生物保護地域の設置と管理。
62. 広葉樹林への林相転換を視野に入れた山林管理の推進。
63. 魚のすみかを作る、大石を置く、堆積した土砂を撤去するなど、生物多様性に配慮した河道内の整備。

目標 6

生物多様性が失われた生態系に対して、維持・回復事業が計画または実施されている。

行政・教育委員会にできること

64. 河川工事の工法の見直し。
65. 生態系を継続的に調査するモニタリング事業の実施。

目標 7

生物多様性や環境に配慮した農業、林業、水産業が推進され、過剰栄養などによる汚濁・汚染や土地の改変が、生態系を劣化させない水準まで抑えられている。

町民にできること

66. 森林バイオマスエネルギーの活用推進。

事業者ができること

67. 森林バイオマスエネルギーの活用推進。
68. 安全な食材を提供できるような、地域農産物のブランド化。
69. 耕畜連携による堆肥の利用推進。

行政・教育委員会にできること

70. スギ・ヒノキと落葉樹との混植制度の周知と展開。
71. 下水道整備の継続推進。
72. 魚等が遡上できる魚道の設置、ラバーダムの構造見直しなど、生物多様性に配慮した河川・用水路の整備。
73. 国内外来種・遺伝的外来種を含む、外来魚放流の抑止。

74. 低農薬あるいは無農薬による農業の普及。

75. 環境配慮型農林水産業への優遇措置。

目標 8

人の暮らしと地域の生態系を保全するために、野生鳥獣の個体数や行動が適正に管理されている。

町民にできること

76. 野生生物に餌を与えないこと。

77. 観察の記録や目撃情報、野生生物の事故の情報などを、高原の自然館に提供すること。

行政・教育委員会にできること

78. 食肉処理場など、捕獲した野生鳥獣を利用するための施設整備。

79. 狩猟者を増やすための施策の推進。

80. 個体数管理のための、ツキノワグマの一部狩猟対象化。

目標 9

侵略的外来種とその定着経路が特定され、防除活動の優先順位が付けられている。

町民にできること

81. ペットなど飼育動物や栽培植物を野外に放逐・植栽しないこと。

行政・教育委員会にできること

82. セイタカアワダチソウ、ブタナ、ブルーギルなど侵略的外来種の駆除。

83. 北広島町で見られる外来種について、侵入経路、防除方法などの情報収集、および本や冊子、イベントなどによる広報。

84. 営農集団などの協力を得て、外来種の分布状況を把握すること。

目標 10

生物多様性、景観、資源などの観点から、町域の生態系が保全されている。

行政・教育委員会にできること

85. 材質・色など、生物多様性に配慮した景観形成計画の推進。

目標 11

既知の絶滅危惧種の減少が防止されるための提案がなされ、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成されている。

行政・教育委員会にできること

86. 北広島町レッドデータブック掲載種を保護する具体的方法の提示。
87. クマタカ等稀少猛禽類の保護。
88. ナラガシワの保全。
89. ナラ林の育成とヒロオヒミドリシジミの保護。

目標 12

野生・飼育・栽培に関わらず、地域における遺伝子資源が把握され、遺伝子の多様性が保全されている。

行政・教育委員会にできること

90. 昔から栽培されている作物の把握。

目標 13

生態系からもたらされる水、防災の働き、資源などの恵みが保全され、活用が推進されている。

事業者ができること

91. 畑のマルチ押さえにするなど、間伐材の日常的な利用。

行政・教育委員会にできること

92. 林産物（木材・バイオマス・山菜・シカ肉・イノシシ肉等）の利用促進のための、林道整備の推進。
93. 「小水力発電」や「バイオマス利用」の取り組み。
94. 竹炭を含め、町内産の炭利用の推奨。

目標 14

自然の恩恵を利用するための伝統的知識が、地域行事・団体活動・学校教育など、あらゆる機会を通じて受け継がれている。

町民にできること

95. 地域振興協議会など、地域行事に関わる団体による「自然を活用して人々が暮らしてきた」ということを地域の子ども達に伝える取り組みの実施。
96. 里山整備の一環としての、使われていない古道の手入れ。
97. マツタケを増やすための、夏の、しろのまわりの落ち葉かき。
98. 地域の特色ある料理や、山菜を使ったレシピを伝える料理教室の開催。
99. ため池を干して管理する活動の実施。
100. 北広島町農山村体験交流事業で、昔の食文化を「残し」て、「使う」取り組みの実施。

事業者ができること

101. ボイラー施設のバイオマスボイラーへの転換。また、観光客への「自然を使った施設」ということのPR。
102. 地域レベルでの、生物多様性を保全し、活用する計画づくり。

学校にできること

103. 里山整備や山焼きなど、地域の智慧が継承される場所に児童・生徒が参加できるような、年間指導方法（生活科、理科、社会科、総合等）の見直しやカリキュラムづくり。
104. 地域学習の指導者人材バンクの整備。
105. 学校現場で自然エネルギーを使うことを通じた教育。

行政・教育委員会にできること

106. 限界集落における地域行事の支援。
107. 秋祭りなど、色々なイベントの場を活用した、来訪者への生物多様性に関する広報・周知活動。
108. 「農地の多面的機能」を分かりやすく説明するプログラムづくり。
109. 再生可能エネルギーに関する情報の、事業者や町民への周知。
110. 山菜の栽培を目的とした山林整備の推進。
111. 教材・人材の開発に、教職員が関わるための時間の確保。
112. 野外学習のための、移動手手段の整備。

目標 15

「生物多様性きたひろ戦略」の推進に、町民・事業者・学校など、あらゆる主体が参画し、生物多様性を保全しながら活用するための行動を、町民や事業者など、様々な主体が自発的に立案または実施している。

町民にできること

113. 自宅周辺の野山の草刈り等整備。
114. 里山の山際や民家の近辺など遊休農地の草刈り。
115. 地域協働、場合によってはボランティアも含めた里山整備の実施と、活動を通じた地域の絆の再生。
116. 「北広島町の自然が好きだ」という意志表示のステッカーの制作。
117. 「生物多様性保全巡視員（団体）」としての普及活動。
118. 休耕田を利用したビオトープの整備。

行政・教育委員会にできること

119. 生物多様性条例を地域住民が活用できるような、地域への呼びかけと事業の広報。
120. ワークショップを通じた意見交換の継続。
121. 条例にもとづく「生物多様性保全巡視員（団体）」の任命と運用。
122. 産業振興と一体となった保全活動を展開するための、産・官・学・民の協同体づくり。
123. 各主体の活動を、高原の自然館との連携などにより支援すること。

目標 16

生物多様性を保全する取り組みが、町にとって新たな価値を生み出すことで、町に潤いがもたらされ、そのことがまた生物多様性の保全を推進する、良い循環が生まれている。

事業者ができること

124. エコマークのような町独自の認証制度を設け、生物多様性に配慮した商品や事業に対してマークを付けること。
125. 希少植物の栽培・増殖と、その販売による野生絶滅の防止。
126. 景観のよい林道や廃道などを散策道として選定し、活用した、「癒し」などをテーマとした森林ツアーの実施。
127. イノシシなど、ジビエ料理の開発による農家民宿等への提供。
128. ビオトープや、希少生植物の植栽などを通じた遊休農地の活用。

行政・教育委員会にできること

129. 獣害で捕獲した動物の、単なる殺処分の停止と、学習・観光・食材のための飼育・活用。
130. コウダケ・マツタケを昔のように取れて、食べられるように、道の駅で食べられるくらい全国1位の収穫を目指すこと。
131. 住んでいては分からない「町の良さ」を、町出身者に対してリサーチすること。
132. 生物多様性を保全することが「経済効果を生む」ということを実感できるようなしくみづくり。
133. 貸付制度の整備による、外部の人による山林の整備・利用のしくみ作り。
134. 公共工事の際に、同時に生物多様性の意識向上を目的とした整備を行うこと。たとえば、看板の設置、自然とのふれ合いの場の整備など。
135. 山、森、川、家屋を一体として捉えた景観保全・保持。

第4章 戦略目標達成までの戦略推進期間

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する目標を実現させるために、本戦略の推進期間を次のとおり設定します。

1. 戦略推進期間1：現状の把握

戦略目標の各個別目標について、現状を把握するための期間を「期間1」とします。平成25年度から平成27年度にかけて、情報の収集と整理を進め、より具体的な項目や必要な情報を戦略に反映させます。

平成28年度には北広島町長期総合計画の計画期間が終了するため、平成27年度までに把握された生物多様性の現状は、長期総合計画の評価にも考慮されます。

2. 戦略推進期間2：施策評価

期間1終了時から、平成31年度までを戦略推進期間2とします。戦略策定後に実施された取り組みの成果を平成31年度に検証し、戦略の改定を行います。

3. 戦略推進期間3：戦略の継続的な推進と見直し

平成31年度に改訂した戦略に沿って、平成32年度からの施策を推進します。

この後は、5年ごとに施策の評価と戦略の見直しを実施します。

資料

資料 1 北広島町生物多様性審議会委員

区分	所属	氏名	備考
学識経験者	広島大学大学院 国際協力研究科	中越 信和	委員長
	中国新聞社	石丸 賢	
	財団法人広島県環境保健協会	和田 秀次	
地区住民	芸北地域振興協議会	川内 信忠	平成 23 年度まで
		山根 清吾	平成 24 年度
	大朝地域振興協議会	山本 正克	
	豊平地区自治振興会	入澤 良枝	
	千代田地域づくり協議会	榎畑 隆司	
事業者等	可愛川漁業協同組合	土佐 一幸	
	猟友会	中村孝一郎	平成 22 年度
		谷出 忠志	
	北広島町商工会	石橋 勇治	平成 23 年度まで
		砂原 正則	平成 24 年度から
北広島町観光協会	大谷 博幸	平成 22 年度	
	近藤 紘史	平成 23 年度から，副委員長	
市民団体	NPO 法人西中国山地自然史研究会	近藤 紘史	平成 22 年度，副委員長
		水野 尚志	平成 23 年度から第 4 回
		下杉 孝	平成 23 年度第 5 回から
行政関係者	環境県民局 環境部 自然環境課	谷村 恭佐	平成 22 年度
		奥迫 輝昭	平成 23 年度から
	北広島町	村上 明雄	平成 22 年度
		伊藤 敬之	平成 23 年度から

資料2 北広島町生物多様性審議会 会議の開催状況

事業年度	会議	日時
平成 22 年度	第 1 回会議	2010 年 6 月 11 日
	第 2 回会議	7 月 23 日
	第 3 回会議	9 月 6 日
	第 4 回会議	12 月 2 日
	第 5 回会議	2011 年 1 月 14 日
	第 6 回会議	2 月 22 日
平成 23 年度	第 1 回会議	7 月 11 日
	第 2 回会議	8 月 29 日
	第 3 回会議	10 月 12 日
	第 4 回会議	12 月 7 日
	第 5 回会議	2012 年 2 月 8 日
平成 24 年度	第 1 回会議	9 月 27 日
	第 2 回会議	11 月 12 日
	第 3 回会議	2013 年 1 月 16 日
	第 4 回会議	2 月 18 日

資料3 北広島町生物多様性専門員

担当分野	所属	氏名	備考
景観	広島大学大学院 国際協力研究科	中越信和	委員長
地形・地質	広島県立賀茂高等学校	河原富夫	
気候・気象	近畿大学附属東広島高等学校・中学校	番本正和	
菌類	広島県緑化センター	川上嘉章	
植物	広島市立東野小学校	齋藤隆登	
淡水産貝類	財団法人広島県環境保健協会	平岡喜代典	
昆虫	広島市昆虫館	坂本 充	
魚類・両生類・爬虫類	NPO 法人西中国山地自然史研究会	内藤順一	副委員長
鳥類・哺乳類	広島県立廿日市特別支援学校	上野吉雄	
環境教育	財団法人広島県環境保健協会	和田秀次	

資料4 北広島町生物多様性専門員会議の開催状況

事業年度	会議	日時
平成22年度	第1回会議	2010年 6月30日
	第2回会議	9月3日
	第3回会議	12月2日
	第4回会議	2011年 2月22日
平成23年度	第1回会議	5月19日
	第2回会議	11月10日
	第3回会議	2012年 2月8日
平成24年度	第1回会議	9月27日
	第2回会議	11月12日
	第3回会議	2013年 3月11日

資料5 生物多様性キャラバンの実施状況（平成22年度）

区分	グループ	参加者	参加人数
学識者	自然学術調査委員会	生物多様性専門員	7名
地区住民	芸北地域振興協議会	芸北地域振興協議会 委員	18名
		八幡高原地域振興協議会 委員	6名
		川小田地区住民	12名
		美和地区住民	16名
	大朝地域振興協議会	大朝地域住民	8名
		大朝地域住民	19名
	豊平地区自治振興会	豊平地区自治振興会 委員	28名
	千代田地域づくり協議会	千代田地域づくり協議会 委員	20名
事業者等	可愛川漁業協同組合	可愛川漁協理事	12名
	芸北猟友会	芸北猟友会会員	8名
	北広島町商工会	商工会役員	30名
	北広島町観光協会	北広島町観光協会 理事	50名
	芸北観光協会	芸北観光協会役員・ガイドの会会員	21名
教育関係	校長会	町内小・中学校長	25名
	教頭会	町内小・中学校教頭	23名
行政	教育委員会	教育委員会事務局職員	10名
NPO等団体	西中国山地自然史研究会	西中国山地自然史研究会 会員等	20名
	結いの里	「結いの里」メンバー	7名
	ブログの会	町民のうち、希望者	28名
参加者合計			368名

資料6 生物多様性キャラバンの実施状況（平成23年度）

区分	グループ	参加者	実施年月日			参加人数
学識者	自然学術調査委員会	生物多様性専門員	2011	12	7	8名
地区住民	芸北地域	美和地域振興協議会	2011	11	4	16名
	大朝地域	い〜ね大朝	2011	11	16	10名
	豊平地域	豊平西小学校PTA研修会	2012	1	24	30名
	千代田地域	千代田ライオンズクラブ	2011	9	13	25名
事業者等	狩猟関係者	芸北猟友会会員	2011	9	30	15名
	商工関係者	商工会役員	2011	10	5	23名
		戸谷地区営農法人	2012	1	31	13名
		農協豊平支所いちご部会	2012	2	14	14名
NPO等	西中国山地自然史研究会	西中国山地自然史研究会	2011	10	10	14名
教育関係	PTC	豊平西小学校PTA研修会	2012	1	24	50名
行政	北広島町役場	北広島町役場職員	2011	8	30	175名
	企画課	企画課職員	2011	10	25	12名
	町民課	町民課職員	2011	6	27	3名
	産業課	産業課職員	2011	10	25	5名
	建設課	建設課職員	2011	10	11	3名
	芸北支所	芸北支所職員	2011	10	21・24	14名
	大朝支所	大朝支所職員	2011	8	4	10名
	豊平支所	豊平支所職員	2011	5	30	9名
	学校教育課	学校教育課職員	2011	5	17	7名
	生涯学習課	生涯学習課職員	2011	5	18	8名
	参加者合計					

資料7 生物多様性ワーキンググループ（平成22年度）

	所属	氏名
企画課	地域振興係	浅黄 隆文
	地域振興係	沼田 真路
町民課	環境管理室	斉藤敏広
産業課	林業振興課	上田 俊則
	林業振興課	門出 泰典
建設課	建設調整監	廣中 伸孝
	土木係	迫田 弘志
芸北支所	産業建設課 産業振興係	道沖 年弘
大朝支所	自治振興課 振興係	五反田 希奈美
豊平支所	自治振興課 振興係	藤井 泰子
教育委員会	教育長	池田 庄策
	学校教育課	板倉 寿恵美
	生涯学習課	向井 隆志
	生涯学習課	白砂 妙子
	生涯学習課 文化係	六郷 寛
	高原の自然館	白川 勝信

資料 8 北広島町生物多様性の保全に関する条例

平成 22 年 3 月 26 日

北広島町条例第 1 号

北広島町生物多様性の保全に関する条例

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本町が豊かな自然環境を有し、町民及び事業者が、その自然環境を構成する多様な生態系や野生生物種からさまざまな恵沢を享受していることにかんがみ、北広島町環境保全に関する条例(平成 17 年条例第 148 号)の本旨にのっとり、町、町民及び事業者が一体となってこれを保全し、持続可能な方法で活用することにより、本町の生物多様性を町民共有の財産として次代に承継し、もって自然と共生する町民の健康で快適な生活を将来にわたって確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「生物多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

2 この条例において「希少野生生物」とは、町内に生息し、又は生育する野生生物の種(亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)又は地域個体群(地域的に孤立した個体群をいう。)であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) その存続に支障を来す程度にその個体の数が少ないもの
- (2) その個体の数が減少しつつあるもの
- (3) その個体の生息地又は生育地が消滅しつつあるもの
- (4) その個体の生息又は生育の環境が悪化しつつあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その存続に支障を来す事情のあるもの

- 3 この条例において「指定希少野生生物」とは、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「法」という。）第4条第3項の国内希少野生動植物種（以下「国内希少野生動植物種」という。）、法第5条第1項の緊急指定種、及び広島県野生生物の種の保護に関する条例（平成6年広島県条例第1号。以下「県条例」という。）第6条第2項の指定野生生物種（以下「県指定野生生物種」という。）を除く希少野生生物のうち、第10条第1項の規定により町長が指定するものをいう。
- 4 この条例において「生態系」とは、一定の区域に生息し、又は生育する野生生物、及びそれを取り巻く非生物環境の総体をいう。
- 5 この条例において「外来種」とは、野生生物が本来持つ移動能力を超えて人為により意図的又は非意図的に、過去又は現在の自然分布域以外の地域に導入された種をいう。
- 6 この条例において「維持・回復事業」とは、指定希少野生生物の生息又は生育、若しくは健全な生態系の成立に適した条件を積極的に整備することにより、指定希少野生生物、又は生態系の自然状態での安定的な存続を図るための事業をいう。

（財産権の尊重等）

第3条 町は、この条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、住民の生活の安定及び福祉の向上に配慮し、並びに町土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、野生生物が置かれている状況を常に把握するとともに、生物多様性の保全のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 町は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、町民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）と協働して取り組むものとする。

3 町は、生物多様性の保全の必要性について、事業者及び町民（滞在者及び旅行者を含む。以下この章において同じ。）の理解を深めるため、普及啓発等適切な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、野生生物が生態系の基本的構成要素であることを認識し、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物多様性の保全に配慮した事業活動を行うこと等により、これに伴って生ずる希少野生生物の個体の生息又は生育環境への負荷に対し、回避、低減その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、町が実施する生物多様性の保全に関する施策に協力しなければならない。

（町民の責務）

第6条 町民は、生物多様性の重要性を認識し、希少野生生物の保護に自ら努めるとともに、町が実施する生物多様性の保全に関する施策に協力しなければならない。

（生物多様性審議会）

第7条 本町における生物多様性の保全に関する重要事項について、町長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について町長に対し、意見を述べるため、北広島町生物多様性審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（生物多様性きたひろ戦略）

第8条 町長は、生物多様性の保全と地域振興のための活用を総合的かつ計画的に推進するための基本戦略（以下「生物多様性きたひろ戦略」という。）を定めるものとする。

2 生物多様性きたひろ戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）生物多様性の重要性と理念

（2）町内における生物多様性の現状と課題

- (3) 生物多様性の保全に関する目標
 - (4) 生物多様性の保全に関する基本構想
 - (5) 指定希少野生生物の選定に関する基本的な事項
 - (6) 指定希少野生生物の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項
 - (7) 希少野生生物の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項
 - (8) 外来種対策に関する基本的な事項
 - (9) 維持・回復事業に関する基本的な事項
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、生物多様性の保全と地域振興のための活用に関する重要事項
 - (11) 行動計画
- 3 町長は、生物多様性きたひろ戦略を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は、生物多様性きたひろ戦略を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、生物多様性きたひろ戦略の変更について準用する。

（開発行為における生物多様性への配慮）

第9条 町長は、生物多様性きたひろ戦略にのっとり、開発行為における生物多様性への配慮に関する指針を策定するものとする。

- 2 生物多様性に影響を及ぼすと認められる開発行為をしようとする者は、前項の指針に基づき、当該開発行為に伴って生ずる環境への負荷に対し、回避、低減その他の必要な措置を講じなければならない。

第2章 野生生物の種の取扱いに関する規制等

第1節 指定希少野生生物の指定

（指定希少野生生物の指定）

第10条 町長は、希少野生生物のうち特に保護を図る必要があると認めるものを、指定希少野生生物として指定することができる。

- 2 町長は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 町長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、指定の案を告示しなければならない。
- 4 前項の規定による告示があったときは、利害関係人は、その告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、町長に指定の案についての意見書を提出することができる。
- 5 町長は、指定の案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 6 町長は、指定をするときは、その旨を告示しなければならない。
- 7 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 8 町長は、指定希少野生生物の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 9 第2項から第7項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第7項中「前項の規定による告示」とあるのは、「第9項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。

（町内に住民票を有する者等からの提案）

第11条 町内に住民票を有する者及び町内に事務所又は事業所を有する法人は、規則で定めるところにより、理由を付して前条第1項の規定による指定及び同条第8項の規定による指定の解除の提案をすることができる。

- 2 町長は、前項の規定による指定の提案があつた場合において、その提案に係る野生生物が、希少野生生物であつて、特に保護を図る必要があると認めるときは、前条第1項の規定による指定を行うものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による指定の解除の提案があつた場合において、その提案に係る指定希少野生生物の個体の生息又は生育の状況の変化その他の

事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるときは、前条第8項の規定による指定の解除を行わなければならない。

- 4 町長は、第1項の規定による提案があつた場合において、第2項に規定する指定又は前項に規定する指定の解除を行う必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に対し通知するものとする。
- 5 町長は、第1項の規定による提案に係る第2項に規定する指定又は第3項に規定する指定の解除を行う必要があるか否かの判断を行うに当たって、必要があると認めるときは、野生生物に関する専門的な知識を有する者又は機関の意見を聴くことができる。

第2節 個体等の取扱いに関する所有者の義務等

(個体等の取扱いに関する所有者等の義務)

第12条 指定希少野生生物の個体及びその器官(規則で定めるものに限る。)並びにこれらの加工品(規則で定めるものに限る。)(以下「個体等」という。)の所有者又は占有者は、指定希少野生生物を保護することの重要性を自覚し、その個体等を適切に取り扱うように努めなければならない。

(助言又は指導)

第13条 町長は、指定希少野生生物の保護のため必要があると認めるときは、指定希少野生生物の個体等の所有者又は占有者に対し、その個体等の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる。

第3節 個体の捕獲等の禁止

(捕獲等の禁止)

第14条 指定希少野生生物の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第16条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合

(2) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

(所持等の禁止)

第 15 条 前条の規定に違反して捕獲等をされた指定希少野生生物の個体等は、所持、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りをしてはならない。

(捕獲等若しくは譲受け又は引取りの許可)

第 16 条 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生生物の生きている個体の捕獲等若しくは譲受け又は引取りをしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に許可の申請をしなければならない。

3 町長は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第 1 項の許可をしてはならない。

(1) 捕獲等若しくは譲受け又は引取りの目的が第 1 項に規定する目的に適合しないこと。

(2) 捕獲等若しくは譲受け又は引取りによって指定希少野生生物の保護に支障を及ぼすおそれがあること。

(3) 捕獲等若しくは譲受け又は引取りをする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等若しくは譲受け又は引取りに係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。

4 町長は、指定希少野生生物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第 1 項の許可に条件を付することができる。

5 町長は、第 1 項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

6 第 1 項の許可を受けた者のうち法人であるものその他その許可に係る捕獲等に他人を従事させることについてやむを得ない事由があるものとして規則で定めるものは、規則で定めるところにより、町長に申請をして、その者の

監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。

- 7 第1項の許可を受けた者は、その者若しくはその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者が第5項の許可証若しくは前項の従事者証を紛失し、又はその許可証若しくは従事者証が滅失したときは、規則で定めるところにより、町長に申請をして、その許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。
- 8 第1項の許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者は、捕獲等をするとき、第5項の許可証又は第6項の従事者証を携帯しなければならない。
- 9 第1項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に收容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

(捕獲等許可者に対する措置命令等)

第17条 町長は、前条第1項の許可を受けた者が同条第9項の規定に違反し、又は同条第4項の規定により付された条件に違反した場合において、指定希少野生生物の保護のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 町長は、前条第1項の許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例に基づく処分に違反した場合において、指定希少野生生物の保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第18条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、第16条第1項の許可を受けている者に対し、指定希少野生生物の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生生物の個体の捕獲等に係る施設その他の必要な場所に立ち入り、指定希少野生生物の個

体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第4節 土地の所有者の義務等

(土地の所有者等の義務)

第19条 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、指定希少野生生物の保護に留意しなければならない。

(助言又は指導)

第20条 町長は、指定希少野生生物の保護のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

第3章 生態系の保全等に関する規制

(野生生物保護区)

第21条 町長は、野生生物の保護又は生態系の保全（以下「生態系の保全等」という。）のため重要と認める次の各号のいずれかに当てはまる区域を、野生生物保護区として指定することができる。ただし、法第36条第1項の規定により生息地等保護区又は県条例第19条第1項の規定により野生生物保護区に指定されている区域を、当該生息地等保護区に係る国内希少野生動植物種又は当該県指定野生生物種と同一の種を保護の対象とした野生生物保護区に指定することはできない。

- (1) 指定希少野生生物、国内希少野生動植物種又は県指定野生生物種の保護のために必要があると認め、その個体の生息又は生育の状況等を勘案して当該野生生物の保護のため重要と認める区域

- (2) 多種の希少野生生物が集中して生息し、又は生育する区域
 - (3) 地域の特色を顕著に示す野生生物が生息し、又は生育する区域
 - (4) 町域、国内、又は国際的な生物多様性の保全上重要な区域
- 2 町長は、第1項第2号から第4号のいずれかに当てはまる野生生物保護区を指定しようとするときは、指定に係る区域内に生息又は生育する野生生物のうち、特に保護を図る必要のある複数の野生生物又はその生態系の維持のため配慮しなければならない複数の野生生物（以下これらを総称して「指定野生生物群」という。）を定めるものとする。
- 3 野生生物保護区の区域内には、生態系の保全等のため特にその保全を図る必要があると認める場所として、特別保護区を定めるものとする。
- 4 特別保護区の区域内で、生態系の保全等のため立ち入りを制限する必要があると認める場所を、立入制限地区として定めることができる。
- 5 野生生物保護区の区域内で、特別保護区及び当該野生生物保護区に係る指定希少野生生物、国内希少野生動植物種、県指定野生生物種又は指定野生生物群（以下これらを総称して「指定希少野生生物等」という。）への外部からの人為による影響を緩和するため必要があると認める区域を、緩衝地区として定めることができる。
- 6 町長は、第4項の規定による立入制限地区を定めようとするときは、その場所の土地の所有者又は占有者（正当な権原を有する者に限る。第16項において同じ。）の同意を得なければならない。
- 7 第1項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、次に掲げる事項を定めた野生生物保護区に係る指定計画（以下「指定計画」という。）を定めてするものとする。
- (1) 指定の区域
 - (2) 指定に係る指定希少野生生物等
 - (3) 指定の区域内における特別保護区の区域（特別保護区の区域内に立入制限地区を定める場合はその区域）、緩衝地区の区域の区分（以下「指定区分」という。）

(4) 指定の区域に係る指定区分ごとの保護に関する指針

- 8 町長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会及び関係地域の意見を聴かなければならない。
- 9 町長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、告示した日から起算して14日を経過する日までの間、指定計画に係る案（次項及び第11項において「指定計画案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 10 前項の規定による告示があったときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、町長に指定計画案についての意見書を提出することができる。
- 11 町長は、指定計画案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 12 町長は、指定をするときは、その旨及び指定計画を告示しなければならない。
- 13 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 14 町長は、野生生物保護区に係る指定希少野生生物等の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 15 第8項、第12項及び第13項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第12項中「その旨及び指定計画」とあるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第13項中「前項の規定による告示」とあるのは「第15項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。
- 16 町長は、次の場合には、指定計画を変更しなければならない。

- (1) 第4項の規定による立入制限区地区に係る土地の所有者又は占有者が正当な理由により立入制限の解除を求めたとき、又は立入制限地区を定める必要がなくなつたと認めるとき
- (2) 野生生物保護区に係る指定希少野生生物等の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により第5項の規定による緩衝地区を定める必要がなくなつたと認めるとき又は緩衝地区を継続して定めることが適当でないと認めるとき
- (3) その他、指定の地区の範囲を変更する必要があると認めるとき

17 第12項及び第13項の規定は前項の規定による指定計画の変更について準用する。この場合において、第12項中「その旨及び指定計画」とあるのは、「その旨及び変更後の指定計画」と、同条第13項中「前項の規定による告示」とあるのは、「第17項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。

18 野生生物保護区の区域内において、次条第1項各号に掲げる行為をする者は、第7条第4項の指針に留意しつつ、生態系の保全等に支障を及ぼさない方法でその行為をしなければならない。

(特別保護区の区域内における行為の規制)

第22条 特別保護区の区域内においては、次に掲げる行為(第10号から第14号までに掲げる行為については、町長が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。)は、町長の許可を受けなければ、してはならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 木竹を伐採すること。

- (7) 指定希少野生生物等の個体の生息又は生育に必要なものとして町長が指定する野生生物の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
 - (8) 野生生物保護区の区域内の湖沼若しくは湿原であつて町長が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
 - (9) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の町長が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - (10) 第7号の規定により町長が指定した野生生物の個体その他の物以外の野生生物の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
 - (11) 指定希少野生生物等の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある生物として町長が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。
 - (12) 指定希少野生生物等の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして町長が指定する物質を散布すること。
 - (13) 火入れ又はたき火を行うこと。
 - (14) 指定希少野生生物等の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として町長が定める方法によりその個体を観察すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に許可の申請をしなければならない。
 - 3 町長は、前項の申請に係る行為が前条第7項第4号の指針に適合しないものであるときは、第1項の許可をしないことができる。
 - 4 町長は、生態系の保全等のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第1項の許可に条件を付することができる。
 - 5 第1項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して3月を経過する日までの間に町長に規則で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為を行うことができる。

- 6 次に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。
- (1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
 - (2) 通常管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
 - (3) 木竹の伐採で、町長が野生生物保護区ごとに指定する方法及び限度内においてするもの
- 7 前項第1号に掲げる行為であって第1項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その日から起算して14日を経過する日までの間に町長にその旨を届け出なければならない。
- 8 前章第3節の規定は、特別保護区の区域内に限り、当該野生生物保護区に係る指定野生生物群について準用する。この場合において、同節の規定中「指定希少野生生物」とあるのは、「野生生物保護区に係る指定野生生物群」と読み替えるものとする。

(立入制限地区の区域内における規制)

第23条 何人も、町長が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為をするために立ち入る場合
- (2) 通常管理行為又は軽易な行為で規則で定めるものをするために立ち入る場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合

2 前条第2項及び第4項の規定は前項第3号の許可について準用する。

(緩衝地区の区域内における行為の規制)

第24条 緩衝地区の区域内において第22条第1項第1号から第5号までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、町長に規則で定める事項を届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出（以下この条において「届出」という。）があった場合において届出に係る行為が第21条第7項第4号の指針に適合しないものであるときは、届出をした者に対し、届出に係る行為をすることを禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 前項の規定による命令は、届出があった日から起算して30日（30日を経過する日までの間に同項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があった日から起算して60日を超えない範囲内で町長が定める期間）を経過した後又は第5項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。
- 4 町長は、前項の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならない。
- 5 届出をした者は、届出をした日から起算して30日（第3項の規定により町長が期間を定めたときは、その期間）を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手してはならない。ただし、町長が指定希少野生生物等の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでない。
- 6 次に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。
 - (1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
 - (2) 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
 - (3) 前条第1項の規定による指定がされた時において既に着手している行為
- 7 前章第3節の規定は、緩衝地区の区域内に限り、当該野生生物保護区に係る指定野生生物群について準用する。この場合において、同節の規定中「指定希少野生生物」とあるのは、「野生生物保護区に係る指定野生生物群」と読み替えるものとする。

(措置命令等)

第25条 町長は、生態系の保全等のため必要があると認めるときは、特別保護区の区域内において第22条第1項各号に掲げる行為をしている者又は緩衝地

区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

- 2 町長は、第22条第1項若しくは第23条第4項の規定に違反した者、第22条第4項（第23条第5項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をした者又は同条第2項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって指定希少野生生物等の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、生態系の保全等のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、その違反行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて原状回復を命じ、その他指定希少野生生物等の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告の徴収及び立入検査等）

第26条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、特別保護区の区域内において第22条第1項各号に掲げる行為をした者又は緩衝地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、野生生物保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が生態系の保全等に及ぼす影響について調査をさせることができる。
- 3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(町内に住民票を有する者等からの提案)

第 27 条 町内に住民票を有する者及び町内に事務所又は事業所を有する法人は、規則で定めるところにより、理由を付して第 21 条第 1 項の規定による指定及び同条第 14 項の規定による指定の解除の提案をすることができる。

- 2 町長は、前項の規定による指定の提案に係る区域が、生態系の保全等のため重要と認めるときは、第 21 条第 1 項の規定による指定を行うものとする。
- 3 町長は、第 1 項の規定による指定の解除の提案があった場合において、野生生物保護区に係る指定希少野生生物等の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるときは、第 21 条第 9 項の規定による指定の解除を行わなければならない。
- 4 町長は、第 1 項の規定による提案があった場合において、第 2 項に規定する指定又は前項に規定する指定の解除を行う必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に対し通知するものとする。
- 5 町長は、第 1 項の規定による提案に係る第 2 項に規定する指定又は第 3 項に規定する指定の解除を行う必要があるか否かの判断を行うに当たって、必要があると認めるときは、野生生物に関する専門的な知識を有する者又は機関の意見を聴くことができる。

(実地調査)

第 28 条 町長は、第 21 条第 1 項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

- 2 町長は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者（正当な権原を有する者に限る。第 4 項において同じ。）にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第 1 項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第 29 条 町は、第 21 条第 1 項による指定により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

第 4 章 外来種対策

(侵略的外来種を放つこと等の禁止)

第 30 条 何人も、町内における地域の在来種を圧迫し、生態系に著しい影響を及ぼすおそれがある外来種（以下「侵略的外来種」という。）を、みだりに放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまいてはならない。

(侵略的外来種からの希少野生生物の保護)

第 31 条 町は、侵略的外来種のうち希少野生生物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすものについて、その個体数の低減、生息地又は生育地の縮小その他希少野生生物の保護のために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

(外来種に関する情報の収集等)

第 32 条 町は、希少野生生物を保護するために、町内における外来種に関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(外来種に関する情報の提供)

第 33 条 町は、外来種が希少野生生物の個体の生息又は生育に及ぼす影響について、町民及び事業者の理解が深まるよう、その情報の提供に努めるものとする。

第 5 章 維持・回復事業

(維持・回復事業計画)

第 34 条 町長は、維持・回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、維持・回復事業計画を策定するものとする。

- 2 前項の維持・回復事業計画は、維持・回復を図るべき生態系ごとに、維持・回復事業の目標、維持・回復事業が行われるべき区域及び維持・回復事業の内容その他維持・回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。
- 3 町長は、第1項の維持・回復事業計画を策定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は、第1項の維持・回復事業計画を策定したときは、その概要を告示し、かつ、その維持・回復事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。
- 5 第3項及び前項の規定は、第1項の維持・回復事業計画の変更について準用する。

(町内に住民票を有する者等からの提案)

第35条 町内に住民票を有する者及び町内に事務所又は事業所を有する法人は、規則で定めるところにより、理由を付して前条第1項の維持・回復事業計画を提案することができる。

- 2 町長は、前項の規定による維持・回復事業計画の提案が、維持・回復事業の適正かつ効果的な実施に資するために重要と認めるときは、当該維持・回復事業計画の提案に基づき、前条第1項の規定による維持・回復事業計画の策定を行うものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による提案があった場合において、前項に規定する維持・回復事業計画の策定を行う必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に対し通知するものとする。
- 4 町長は、第1項の規定による提案に係る第2項に規定する維持・回復事業計画の策定を行う必要があるか否かの判断を行うに当たって、必要があると認めるときは、野生生物に関する専門的な知識を有する者又は機関の意見を聴くことができる。

(認定維持・回復事業等)

第 36 条 町は、指定希少野生生物又は指定生態系の保護のため必要があると認めるときは、維持・回復事業を行うものとする。

2 国、県及び町以外の地方公共団体は、その行う維持・回復事業であってその事業計画が第 35 条第 1 項の維持・回復事業計画に適合するものについて、町長のその旨の確認を受けることができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、その行う維持・回復事業について、その者がその維持・回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその維持・回復事業の事業計画が第 35 条第 1 項の維持・回復事業計画に適合している旨の町長の認定を受けることができる。

4 町長は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。第 39 条第 2 項又は第 3 項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

5 町は、第 3 項の認定を受けた維持・回復事業を行う者に対し、必要な支援措置を講ずるよう努めなければならない。

第 37 条 認定維持・回復事業等（町の維持・回復事業、前条第 2 項の確認を受けた維持・回復事業及び同条第 3 項の認定を受けた維持・回復事業をいう。以下この条において同じ。）は、第 35 条第 1 項の維持・回復事業計画に即して、かつ、第 45 条第 1 項の希少野生生物保護専門員、第 46 条の希少野生生物保護巡視員及び希少野生生物保護巡視団体並びに関係地域と密接に連携して行われなければならない。

2 認定維持・回復事業等として実施する行為については、第 14 条（第 22 条第 8 項及び第 25 条第 7 項において準用する場合を含む。）、第 22 条第 1 項及び第 7 項、第 23 条第 4 項、第 25 条第 1 項並びに第 48 条第 2 項及び第 3 項の規定は、適用しない。

3 野生生物保護区の区域内の土地の所有者又は占有者は、認定維持・回復事業等として実施される維持・回復事業のために必要な施設の設置に協力するよう努めなければならない。

4 町長は、前条第3項の認定を受けて維持・回復事業を行う者に対し、その維持・回復事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第38条 第37条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けて維持・回復事業を行う者は、その維持・回復事業を廃止したとき、又はその維持・回復事業を第35条第1項の維持・回復事業計画に即して行うことができなくなったときは、その旨を町長に通知しなければならない。

2 町長は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る第37条第2項の確認又は同条第3項の認定を取り消すものとする。

3 町長は、第37条第3項の認定を受けた維持・回復事業が第35条第1項の維持・回復事業計画に即して行われていないと認めるとき、又はその維持・回復事業を行う者がその維持・回復事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき若しくは前条第4項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第6章 推進体制の整備等

(調査及び研究の推進)

第39条 町は、生物多様性の保全と地域振興のための活用に関する施策を策定し、及び推進するため、野生生物の個体の生息又は生育の状況、その生息地又は生育地の状況その他必要な事項について、町民、事業者、民間団体及び関係機関の協力を得て、調査及び研究を推進するものとする。

(情報提供体制の整備)

第40条 町は、生物多様性の保全と地域振興のための活用を図るため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮し、及び情報を提供することにより生ずる生物多様性への影響を考慮しつつ、前条の規定による調査及び研究の成果その他生物多様性に関する情報を適切に提供する体制を整備するものとする。

(生物多様性に関する教育及び学習の機会の充実等)

第 41 条 町は、民間団体及び関係機関と連携し、生物多様性の保全の重要性に対する町民及び事業者の理解を深めるため、生物多様性に関する教育及び学習の機会の充実、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(町民、事業者及び民間団体の自発的な活動への支援)

第 42 条 町は、町民、事業者及び民間団体が自発的に行う生物多様性の保全に関する活動について、助言等その他の必要な支援を行うものとする。

(人材の育成)

第 43 条 町は、町民、事業者、民間団体及び関係機関に対し生物多様性に関する専門的な知識に基づく適切な助言を行う能力を有する人材の育成を図るため、民間団体及び関係機関と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

(生物多様性専門員)

第 44 条 町長は、生物多様性の保全に関する啓発、調査、助言等を行わせるため、生物多様性専門員を置くものとする。

2 生物多様性専門員は、第 11 条第 5 項、第 28 条第 5 項及び第 36 条第 4 項の野生生物に関する専門的な知識を有する者として、町長に対し意見を述べることができる。

(生物多様性保全巡視員等)

第 45 条 町長は、希少野生生物の個体の生息若しくは生育の状況又はその生息地若しくは生育地の状況の巡視等、若しくは野生生物保護区の巡視等を行う町民、事業者又は民間団体を、生物多様性保全巡視員又は生物多様性保全巡視団体として認定することができる。

(国・県及び他の地方公共団体との連携)

第 46 条 町は、町の区域を越えて移動を行う希少野生生物の保護その他の広域的な取組が必要とされる生物多様性の保全と活用に関する施策の策定及び実

施に当たっては、国、広島県及び他の地方公共団体と連携し、その推進に努めるものとする。

- 2 町は、国境を越えて移動を行う希少野生生物の保護その他の国際的な取組が必要とされる生物多様性の保全と活用に関し、国、広島県及び関係機関と連携し、その保護に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第7章 雑則

(国等に関する特例)

第47条 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業については、第13条、第14条(第22条第8項及び第24条第7項において準用する場合を含む。)、第15条(第22条第8項及び第24条第7項において準用する場合を含む。)、第20条、第22条第1項及び第7項、第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項並びに第26条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

- 2 国の機関又は地方公共団体は、第14条第2号(第22条第8項及び第24条第7項において準用する場合を含む。)に掲げる場合以外の場合に指定希少野生生物(第21条第1項第2号から第4号に当てはまる野生生物保護区の区域内にあっては、その指定に係る指定野生生物群及び指定希少野生生物)の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、又は第22条第1項若しくは第23条第1項第3号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ町長に協議しなければならない。
- 3 国の機関又は地方公共団体は、第22条第5項の規定により届出をして引き続き同条第1項各号に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をするとき、又は同条第7項若しくは第24条第1項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をし、若しくはしようとするときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、町長にその旨を通知しなければならない。

(規則への委任)

第 48 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 8 章 罰則

第 49 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 14 条 (第 22 条第 8 項及び第 24 条第 7 項において準用する場合を含む。)、第 15 条 (第 22 条第 8 項及び第 24 条第 7 項において準用する場合を含む。) 又は第 22 条第 1 項の規定に違反した者
- (2) 第 17 条第 1 項 (第 22 条第 8 項及び第 24 条第 7 項において準用する場合を含む。) 又は第 25 条第 2 項の規定による命令に違反した者

第 50 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 16 条第 4 項 (第 22 条第 8 項及び第 24 条第 7 項において準用する場合を含む。) 又は第 22 条第 4 項の規定により付された条件に違反した者
- (2) 第 23 条第 1 項の規定に違反した者

第 51 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 23 条第 2 項において準用する第 22 条第 4 項の規定により付された条件に違反した者
- (2) 第 24 条第 1 項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第 24 条第 2 項の規定による命令に違反した者
- (4) 第 24 条第 5 項の規定に違反した者

第 52 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 16 条第 8 項 (第 22 条第 8 項及び第 24 条第 7 項において準用する場合を含む。) の規定に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者

(2) 第18条第1項(第22条第8項及び第24条第7項において準用する場合を含む。)に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(3) 第26条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第28条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げたもの

第53条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第49条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から6か月後に施行する。ただし、第1条から第8条まで及び第44条第1項の規定は、公布の日から施行する。



表紙：木版アートユニット ポロンパ いのちの輝き（部分） 2011年

木版アートユニットポロンパは、倉敷市出身の島田青坪（1974-）と呉市出身の島田愛子（1974-）からなる版画制作ユニット。それぞれが別の大学で日本画を学んだ後、制作の場を求めて1998年に北広島町へ移住した。「木版画にしか出来ない可能性を追求しつつ、木版画を通じて地域に貢献したい」との想いから、2005年にユニットを結成し、本格的に制作を始める。現在も制作の傍ら、パッケージデザインや版画教室など、幅広く活動している。

本作品は特定非営利活動法人西中国山地自然史研究会の依頼により制作されたもの。口広のコップを飾る原画として作成されたため、作品は扇のような形をしている。画面中央に配された「いのちの輝き」の文字をモリアオガエル、シジミチョウ、ササユリ、ヤドリギ、アマゴなど、町内に生育・生息する生物が取り囲んでいる。その様子は「いのちの輝き」を讃えているようでもあり、見守っているようでもある。また、そこには女の子の姿や、花田植えに欠かせない黒牛も見え、私たち人間や文化までもが、自然の中にあるという、作者からのメッセージが感じられる。

平成25年3月印刷

北広島町

（編集・発行 高原の自然館）

〒731-2551 広島県山県郡北広島町東八幡原119-1

tel & fax : 0826-36-2008

E-mail : staff@shizenkan.info

ホームページ : <http://shizenkan.info/>